

CLAIR REPORT No.289

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

韓国¹の国家均衡発展政策

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 289 (Aug 31, 2006)

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

はじめに

概要	i
第 1 章 韓国経済の歴史及び現状	1
第 1 節 韓国経済の歴史	1
1 国民経済の形成期（1945～60 年）	1
2 高度成長時代（1961～79 年）	1
3 経済の自由化時代（1980 年～）	2
第 2 節 韓国経済の現状及び首都圏への一極集中	3
1 経済危機とその後の対応	3
2 首都圏への一極集中	5
第 2 章 韓国の国家均衡発展政策	8
第 1 節 国家均衡発展政策の制度的枠組み	8
1 国家均衡発展のビジョンと戦略	8
2 国家均衡発展特別法	9
3 国家均衡発展 5 ヶ年計画	9
4 国家均衡発展特別会計	12
第 2 節 国家均衡発展の主要政策	13
1 行政中心複合都市の建設	13
2 企業都市の建設	14
3 革新都市の建設（公共機関の地方移転）	15
4 地域革新システムの構築	17
5 落後地域（開発の遅れた地域）の開発	18
6 革新クラスター政策の推進	20
第 3 章 韓国各地域の発展への取組み	22
第 1 節 地域革新発展 5 ヶ年計画	22
1 地域革新発展 5 ヶ年計画の概要	22
2 市・道別の地域革新発展計画の概要	24
第 2 節 地方自治体の発展への取組み事例	35
1 Solar City 光州の建設（光州広域市）	35
2 地域航空会社「済州エア」の設立・運営（済州道）	37
3 生薬草特化事業推進と営農法人の運営（江原道旌善郡）	39
4 映像産業を通じた地域価値の革新（全羅南道莞島郡）	41

(参考) 国家均衡发展特别法.....	43
参考文献.....	57

はじめに

1945年まで36年間続いた植民地時代の後、朝鮮戦争により国土が破壊され、経済再建のための資源のほとんどない状態から出発した韓国経済は、1960年代以降、経済開発計画に基づく政府主導の経済政策で急速な成長をとげた。

しかし、その過程の中で首都圏への経済・人口の集中も急速に進み、国土面積の11.8%しかない首都圏に、人口の47.9%、国内総生産の47.7%（2004年現在）が集中している状況にある。

こういった状況の下、2003年2月に就任した盧武鉉大統領は、3大国政目標の1つに「共に暮らす均衡発展社会」を掲げ、「均衡発展を通じた国家経済の跳躍」をビジョンにした国家均衡発展政策を積極的に進めている。

現在取り組まれている国家均衡発展政策の主な取組みとしては、行政中心複合都市の建設、企業都市の建設、革新都市の建設（公共機関の地方移転）、地域革新システムの構築、落後地域（開発の遅れた地域）の開発、革新クラスター政策の推進などがあるが、多岐にわたる政策が同時並行的に進められているところに特徴がある。

本レポートでは、盧武鉉政権の国家均衡発展政策について、国家均衡発展特別法、国家均衡発展5ヵ年計画、国家均衡発展特別会計などの制度的枠組み、主要な政策、市・道（広域自治体）ごとに立てられている「地域革新5ヵ年計画」の概要を見ていき、最後に①光州広域市のSolar City 光州の建設、②済州道の地域航空会社「済州エアー」の設立・運営、③江原道旌善郡の生薬草特化事業推進と営農法人の運営、④全羅南道莞島郡の映像産業を通じた地域価値の革新という4つの地方自治体の発展への取組み事例を紹介したい。

韓国における国家均衡発展への取組み、地域発展に向けたそれぞれの地域の取組みに関し、日本の地方自治体の方々をはじめとする皆さんに理解を深めていただき、今後の動きに関心をお持ちいただければ幸いである。

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所長

概要

第1章 韓国経済の歴史及び現状

1945年まで36年間続いた植民地時代の後、朝鮮戦争により疲弊していた韓国経済であったが、1961年の軍事クーデターで権力を掌握した朴正熙政権は、経済開発計画に基づく政府主導の経済政策で、韓国経済を「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長に導いた。

また、世界的な経済の自由化の流れの中で1980年に大統領に就任した全斗煥の政権は、1980年代の工業化を民間主導で行っていくと明言し、韓国経済の自由化を進めた。この自由化の流れは、初の国民による大統領の直接選挙で選ばれた盧泰愚の政権にも引き継がれ、1993年に大統領に就任した金泳三の政権は、各種規制の緩和・廃止を加速度的に進めた。

このように経済の自由化が進む中、1995年には景気のピークを迎えたが、その後、1997年7月にタイや香港などで発生したアジア通貨危機が韓国にも波及し、国際通貨基金（IMF）に対し緊急融資を要請するまでの経済危機に陥った。これに対し、経済危機の発生直後の1998年2月に大統領に就任した金大中大統領は、IMFの支援を受けながら金融部門・企業部門・労働部門・公的部門の改革を進め、急速な景気回復を達成した。

1997年の経済危機を乗り越えた韓国経済も、盧武鉉大統領が就任した2003年以降は経済成長率が3～4%台と安定成長が続いている。ただ、このような状況にあっても、これまでの高度経済成長の過程で進行した首都圏への一極集中は緩和されていないのも現実である。

第2章 韓国の国家均衡発展政策

盧武鉉政権は、3大国政目標の1つに「共に暮らす均衡発展社会」を掲げ、現在「均衡発展を通じた国家経済の跳躍」をビジョンにした国家均衡発展政策を進めている。そして、その推進戦略として、革新主導型発展潜在力の拡充、農村・都市間の共生発展の土台づくり、首都圏の質的発展、ネットワーク型国土空間の形成をあげている。また、これらの戦略の推進基盤として、2004年1月に国家均衡発展特別法を制定し、同法で規定されている国家均衡発展5ヵ年計画、国家均衡発展特別会計などの整備を図っている。

さらに、現在進められている国家均衡発展の主要政策としては、①行政中心複合都市の建設、②企業都市の建設、③革新都市の建設（公共機関の地方移転）、④地域革新システムの構築、⑤落後地域（開発の遅れた地域）の開発、⑥革新クラスター政策の推進などがあり、多岐にわたる政策が同時並行的に進められている。

第3章 韓国の各地域の発展への取組み

国家均衡発展の推進のため、各市・道（広域自治体）では、4つの地域戦略産業、地域ゆかり産業を選定、それぞれ地域革新発展5ヵ年計画を立てて各地域の発展に取り組んでいる。

本章では、市・道ごとの地域革新発展5ヵ年計画の概要を紹介するとともに、現在行われている地方自治体の発展への取組み事例として、①光州広域市のSolar City光州の建設、

②済州道の地域航空会社「済州エアー」の設立・運営、③江原道旌善郡の生薬草特化事業推進と営農法人の運営、④全羅南道莞島郡の映像産業を通じた地域価値の革新について紹介していきたい。

第1章 韓国経済の歴史及び現状

第1節 韓国経済の歴史

1 国民経済の形成期（1945～60年）

1945年まで36年間続いた植民地時代のあと、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争により国土が破壊され、経済再建のための資源のほとんどない状況から韓国経済は出発した。1953年7月に休戦協定が締結され南北が分断した後も、韓国では政治的・経済的混乱が続き、国民は貧困の中にあった。

そういった状況の中で、韓国にとって唯一の頼みはアメリカからの援助であった。休戦の翌8月、米韓相互安全保障協定が結ばれると同時に大量の対韓援助供与が開始され、1960年までに累計約21億ドルが援助された。援助は物資、特に小麦、原糖、原毛、原綿などが中心であり、この時期の主要工業部門への原資材供給のほとんどが援助物資によってまかなわれていた。つまり、この時期の韓国経済は、国民経済は形成されたものの、援助に強度に依存した「非自立経済」であった。なお、援助により活況を見せたのは、製粉、精糖、繊維のいわゆる「三白産業」であり、機械、金属、化学などの重化学工業部門は、この時期まだ脆弱であった。

この三白産業の中樞を占めたのは、政商的手腕によって援助物資の払い下げを享受した特権的大企業であり、中小企業は停滞を続けていた。また、輸入代替をめざす品目の輸入禁止と量的制限などの政府の手厚い保護政策のなかで進展した三白産業も、国内市場の狭さから1950年代末には過剰設備投資が顕在化、不況局面に入った。

そして、休戦後もこのように経済的、また政治的な混乱がいつこうに改善されない状況の中、李承晩政権の不正選挙に端を発した4・19学生革命が、李承晩大統領を退陣に追い込んだ。

2 高度成長時代（1961～79年）

4・19学生革命の後、韓国は韓国初の議院内閣制（第2共和国）に移行、張勉が首相に就任した。このときの大統領は尹潽善であるが、第2共和国における議院内閣制下では韓国の歴代政権と違い、首相に権力があつた。張勉政権は、経済自立と高度成長を図る経済第一主義を標榜し、援助と借款の導入に外交的努力を傾け、国防費を削減して財源を拡充しようとした。しかし、政治的主導力が弱かった張勉政権は、1961年5月16日わずか9ヵ月で朴正熙を陣頭とする360人の軍部若手指揮官によるクーデターによって崩壊した。

軍事クーデター成功の翌1962年、朴正熙を中心とする新政権は経済的・社会的悪循環の是正、自立経済の基礎の構築を目標とした「第1次経済開発5ヵ年計画（1962～1966）」を樹立し、政府主導の輸出志向型の工業化を進めた。経済開発が始まった頃の主な工業は、繊維、衣服、木材・合板、電気・電子、雑貨などの労働集約型の軽工業であったが、先進国の産業構造の変化もあり、のちの高度経済成長の礎を築いた。

その後も、朴正熙政権は、産業構造の近代化、自立経済の確立をより推進することを目

標とした「第2次経済開発5ヵ年計画（1967～1971）」、成長・安定・均衡の調和、自立経済構造の実現、国土総合開発と地域開発の均衡を目標とした「第3次経済開発5ヵ年計画（1972～1976）」、自力による成長構造の実現、社会開発を通じた均衡の増進、技術革新と能率の向上を目標とした「第4次経済開発5ヵ年計画（1977～1981）」を次々に樹立し、政府主導の計画的な経済開発を進めた。

第2次計画では「技術集約型の産業」が振興の対象となり、馬山に FTZ（Free Trade Zone）、蔚山に化学工業団地、亀尾に電気工業団地が建設された。

第3次計画では、均衡が目標として掲げられていたが、農林水産業の振興が切り捨てられ、重化学工業化へ資源が傾斜的に配分された。1973年には産業開発法が可決、鉄鋼・石油化学・造船・機械・非鉄金属・電気の6産業の開発が最優先課題とされたのである。また、地方産業開発法により産業団地の建設が開始され、慶尚地域を中心に亀尾工業団地、浦項鉄鋼工業団地、昌原総合機械工業団地、蔚山工業団地、麗水総合化学工業団地、巨済島工業基地などが建設されるなど、重化学工業化・成長が加速されたのもこの時期であり、第3次計画期に韓国経済は年平均経済成長率 11.2%の「漢江の奇跡」と呼ばれる高度成長を実現した。

しかし、多大の人的・物的・技術的・財政的な資源を投入して重化学工業を振興したため、1970年代も半ばに差しかかると賃金や物価が上昇し始め、消費者物価が1974年には24.3%、1975年には25.3%上昇するなどインフレ圧力が高まった。また、それに加え重化学工業施設の稼働率が落ち込んでいたところに、1979年第2次石油ショックによる国際原油価格の暴騰が起これ、貿易赤字も累積し1970年末には景気が不安定な状況になっていったのである。

そうした状況の中、1979年10月26日朴正熙大統領が暗殺され、その後新大統領となった崔圭夏も指導力が発揮できず、肅軍クーデターにより全斗煥が軍の実権を握り、民主化闘争を抑えて1980年9月1日大統領に就任した。

3 経済の自由化時代（1980年～）

全斗煥が大統領に就任した1980年は、1956年以降はじめて経済成長率がマイナスを記録するなど経済危機に陥っている状況であった。そこで、全斗煥政権は緩やかな民主化と社会正義の実現をスローガンとし、80年代の工業化を民間主導で行っていくと明言、国営化されていた民間商業銀行の民営化、政府保護を受けている企業の整理など政府の介入を減らし、輸入の自由化を進めるなどの市場開放政策を行った。また、安定・能率・均衡を理念とし、安定基調の定着と競争力向上及び国際収支の改善、雇用機会の拡大と所得の増大、階層間・地域間の均衡発展を基本目標とした「第5次経済開発5ヵ年計画（1982～1986）」を樹立し、その実行に取り組むなど、それまでの経済成長政策から経済安定政策への転換をはかった。その結果、財政赤字は次第に解消され、1970年代に年平均20%前後であった物価上昇率が、1980年代には7%前後で安定するなどの成果がもたらされた。また、1986年には韓国経済は再び2桁の経済成長率を示すまでになった。

しかし、経済の自由化が進むにつれ、民主化を求める運動はますます盛り上がりを見せ、

1987年大統領を国民の直接選挙で選ぶための憲法改正がなされ、新憲法のもと、1988年2月盧泰愚が大統領に就任した。1980年代後半における輸出の拡大と貿易黒字の達成は、韓国経済に好況をもたらしたが、中国やアセアンの工業化により、これまで「後発性の利益」によって成長してきた韓国経済が、先進国からの学習と模倣によってではなく、技術開発力を高めることで経済を発展させなければならない時期を迎えてきていた。

そのような時期に立てられた「第6次経済開発5ヵ年計画（1987～1991）」では、能率と公正さを土台とした経済先進化と国民福祉を根本目標、公平性の向上と公正性の確保、均衡発展と庶民生活の向上、経済の開放化と国際化を重点目標とした。そして、盧泰愚政権は、成長に関する輸出の依存度を低下させ、技術集約的産業構造を構築して高付加価値産業への転換をはかることに重点を置いた。具体的には、機械工業については中小企業部品工業の技術向上をはかり国産化率を向上させること、自動車工業については生産を自動化すること、電子工業については部品を国産化し高付加価値化をはかることなどに取り組んだ。

1990年代に入り本格的に知識情報化時代を迎えた韓国では、「第7次経済開発5ヵ年計画（1992～1996）」で、経済社会の先進化と民族統一の志向を根本目標、産業の競争力強化、社会的公正の向上と均衡発展、国際化と自立化の推進と統一基盤の造成を重点目標とした。しかし、1993年2月に就任した金泳三大統領は、この第7次計画を変更し、先進経済圏へ参入し、統一に備えることのできる丈夫な経済の建設を根本目標、成長潜在力の強化、国際市場基盤の拡充、国民生活条件の改善を重点目標とした「新経済5ヵ年計画」を打ち立てた。この計画は、経済開発計画というよりは改革プログラムの性格を持っていたが、これも2年ほど執行されたあと放棄された。市場中心主義政策理念へと転換した金泳三政権は、規制の緩和・廃止を加速度的に推進するとともに、1995年世界貿易機構（WTO）が設立される中、世界化戦略も積極的に進め、1996年には経済協力開発機構（OECD）に加盟した。

第2節 韓国経済の現状及び首都圏への一極集中

1 経済危機とその後の対応

金泳三政権の経済政策もあり順調であった韓国経済も、1995年をピークにその後下降局面に入り、1997年には、30大財閥の三美や真露、起亜自動車の不渡りが発生するなど景気が悪化した。そうした中、1997年7月にタイや香港などで発生したアジア通貨危機が韓国にも波及、11月には国際通貨基金（IMF）に対し緊急融資を要請するまでの経済危機に陥った。その対策としてのIMFとの合意に基づいた韓国の経済改革政策は、緊縮財政と高利子率政策により為替市場を安定させ外貨準備を確保し、金融部門・企業部門・労働部門・公的部門の4分野におよぶ構造改革を行うことであった。

経済危機の直後、1998年2月大統領に就任した金大中大統領は、まず金融部門に関して、公的資金を導入し金融機関を整理し、そして健全性基準を国際基準に適合するように改正し、金融監督体系を強化して金融機関の会計制度を整備するなどの取組みを行った。その

結果、1997 年末から 2001 年末までの期間に金融機関全体の 29%に該当する 613 の不健全金融機関が整理され、銀行の BIS 自己資本比率も 7%から 11%へ上昇、1998 年には 21 兆ウォンにまで達していた銀行の営業赤字が、2001 年には 5 兆ウォンの純利益をあげるまでに回復した。

また、企業部門の構造調整に関して、政府は財閥の不透明な経営構造と過度な事業拡張を経済危機の主要原因と認識し、1998 年 1 月には財閥改革の原則として、企業経営の透明性向上、相互資金保証の解消、財務構造の画期的改善、主力事業への集中と中小企業との協力強化、支配株主と経営陣の責任強化を提示した。また、さらに 8 月にはその補完課題として、産業資本による金融支配遮断、系列会社間の循環出資と不当な内部取引の防止、変則相続・贈与の遮断を提示した。また、政府は IMF の要求を受入れて、規模の拡大と企業間の横のつながりを重視する韓国式企業経営を、アメリカ式の透明で合理的に意思決定を下し専門性と効率性及び革新の追求に強みを持つ経営方法へ転換しようと試みるなど、財閥改革は事業構造・財務構造・支配構造など多岐にわたって行われた。

労働部門における改革は、労働市場の柔軟性を高めることに集約される。1998 年に開かれた労・使・政委員会を通じて、労働界は全国教職員労働組合と労働組合による政治活動の合法化を獲得、失業対策の約束を取り付ける代わりに、整理解雇制の即時施行と派遣勤労制の導入を受入れた。

公的部門の改革としては、1998 年に民営化の対象として選定された 11 の公企業のうち、浦項製鉄、韓国重工業、韓国総合化学、韓国総合技術金融、国定教科書、大韓送油管公社の 6 社が民営化された。また、政府傘下機関の組織縮小と人員削減が推進され、公共部門の定員の 20%に該当する 14 万人が 2001 年までに削減された。

各部門での取組みにより、1998 年に -6.7%であった経済成長率もその後回復し、失業率も 2000 年の第 2 四半期には 3%台にまで上昇した。また、情報通信産業の急速な成長が景気回復を主導し、半導体・通信・自動車・造船・鉄鋼業ともに、1999 年頃には不況から回復した。

しかし、首都圏への一極集中の問題とともに、経済危機により中産層が少なくなり毎月の収入が最低生活費にも達しない世帯の比率が高まるなど、貧富の格差の問題もあらわになってきている。

なお、近年の韓国経済を、表 1-2-1 により経済成長率で見ると、1997 年の経済危機の影響で 1997 年は 4.7%、1998 年は -6.9%となっているが、その後の経済の建て直しにより急速に回復、1999 年には 9.5%、2000 年には 8.5%の成長を遂げている。ただ、2003 年以降は 3~4%台の低成長となっている。

また、表 1-2-2 により国民総所得 (GNI)・1 人当たり GNI について見ると、1995 年には 1 人当たり GNI が 1 万ドルを突破し、1996 年まで順調に増え続けたが、1997 年の経済危機を境に急減、1998 年には再び 1 万ドルを割り込んだ。しかし、その後回復を続け 2004 年には 14,162 ドルとなっている。

表 1-2-1 韓国の経済成長率

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
経済成長率(%)	8.5	9.2	7.0	4.7	-6.9	9.5	8.5	3.8	7.0	3.1	4.6

(出典：韓国統計庁資料)

表 1-2-2 韓国の国民総所得 (GNI) と 1 人当たり GNI (名目)

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
国民総所得(億ドル)	4,223	5,155	5,553	5,136	3,404	4,400	5,096	4,811	5,475	6,086	6,810
1人当たり GNI(ドル)	9,459	11,432	12,197	11,176	7,355	9,438	10,841	10,160	11,499	12,720	14,162

(出典：韓国統計庁資料)

2 首都圏への一極集中

1997年の経済危機を乗り越えた韓国経済は、高度成長から安定成長に移りつつあるように見えるが、このような中であっても、高度経済成長の過程で進行した首都圏への一極集中は緩和されていない状況にある。例えば、首都圏地域（ソウル特別市・仁川広域市・京畿道）は国土面積の11.8%しか占めていないにもかかわらず、表1-2-3に見られるように、国内総生産のうち首都圏の地域別国内総生産が占める割合は1985年の43.3%から2004年には47.7%へと増加、また表1-2-4に見られるように、首都圏の人口が占める割合も1985年の39.1%から2004年には47.9%へと増加している。それ以外にも、2000年基準で、100大企業の本社の91.0%、ベンチャー企業の77.0%、企業付設の研究所の72.1%、10大名門大学の80.0%が首都圏に集まっている状況にある。

このような状況のもと、2003年2月に発足した盧武鉉政権は、これまでの要素投入型を主とする成長から、技術と人材が成長の動力になる「革新主導型の地域発展」に転換し、地域の発展潜在力を増進する国家均衡発展政策を推進していくとしている。国家の均衡発展を通し、1人当たりGNIが1万ドル台で推移している現状を打破、1人当たりGNIが2万ドル・3万ドルに達するよう国家経済の再跳躍を図ろうとしているのである。

この盧武鉉政権による国家均衡発展への取組みについて、次章から詳しく見ていくことにしたい。

〔韓国地図〕



表 1-2-3 韓国の地域別国内総生産 (GRDP) 額及び地域別比率

年 自治体別	1985		1990		1995		2000		2003		2004	
	額 (百万ウォン)	比率 (%)	額 (百万ウォン)	比率 (%)	額 (百万ウォン)	比率 (%)	額 (百万ウォン)	比率 (%)	額 (百万ウォン)	比率 (%)	額 (百万ウォン)	比率 (%)
ソウル特別市	21,943,929	24.9%	49,311,848	25.3%	102,171,454	24.9%	138,492,266	24.0%	175,502,445	24.0%	182,046,380	23.1%
仁川広域市	3,990,607	4.5%	9,737,484	5.0%	21,064,169	5.1%	26,230,654	4.5%	34,556,276	4.7%	36,897,620	4.7%
京畿道	12,157,192	13.8%	32,261,315	16.6%	72,568,945	17.7%	111,793,461	19.3%	142,170,109	19.4%	156,931,203	19.9%
首都圏計	38,091,728	43.3%	91,310,647	46.9%	195,804,568	47.7%	276,516,381	47.8%	352,228,830	48.1%	375,875,203	47.7%
釜山広域市	6,911,082	7.9%	14,374,455	7.4%	26,141,248	6.4%	33,839,838	5.9%	42,928,672	5.9%	45,685,372	5.8%
大邱広域市	3,820,239	4.3%	8,538,675	4.4%	15,782,226	3.8%	20,776,260	3.6%	24,507,055	3.3%	25,394,130	3.2%
光州広域市		0.0%	4,470,393	2.3%	9,486,168	2.3%	12,628,813	2.2%	15,541,210	2.1%	16,818,931	2.1%
大田広域市		0.0%	4,710,815	2.4%	9,559,536	2.3%	13,559,020	2.3%	17,423,899	2.4%	18,611,488	2.4%
蔚山広域市		0.0%		0.0%		0.0%	28,355,275	4.9%	34,414,225	4.7%	38,602,119	4.9%
江原道	3,533,870	4.0%	6,542,330	3.4%	12,039,965	2.9%	16,462,239	2.8%	20,637,107	2.8%	21,627,162	2.7%
忠清北道	3,095,068	3.5%	5,931,179	3.0%	14,038,231	3.4%	19,521,392	3.4%	23,038,836	3.1%	24,309,969	3.1%
忠清南道	5,670,486	6.4%	7,344,784	3.8%	17,330,168	4.2%	28,962,820	5.0%	38,893,262	5.3%	42,742,272	5.4%
全羅北道	3,396,225	3.9%	6,415,917	3.3%	14,112,203	3.4%	18,977,807	3.3%	22,382,327	3.1%	24,161,628	3.1%
全羅南道	6,554,568	7.5%	9,484,204	4.9%	20,908,858	5.1%	26,907,552	4.7%	34,606,374	4.7%	37,940,951	4.8%
慶尚北道	6,724,417	7.6%	13,504,039	6.9%	25,931,314	6.3%	38,445,650	6.7%	49,578,545	6.8%	56,609,780	7.2%
慶尚南道	9,383,122	10.7%	20,035,001	10.3%	44,799,195	10.9%	37,728,411	6.5%	48,660,929	6.7%	52,367,121	6.6%
済州道	795,140	0.9%	1,883,567	1.0%	4,196,907	1.0%	5,289,484	0.9%	6,785,510	0.9%	7,049,529	0.9%
首都圏外計	49,884,217	56.7%	103,235,359	53.1%	214,326,019	52.3%	301,454,561	52.2%	379,397,951	51.9%	411,920,452	52.3%
全国計	87,975,945	100%	194,546,006	100%	410,130,587	100%	577,970,942	100%	731,626,781	100%	787,795,655	100%

(出典：韓国統計庁資料)

表 1-2-4 韓国の地域別人口及び地域別比率

年 自治体別	1985		1990		1995		2000		2003		2004	
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
ソウル特別市	9,725,447	23.8%	10,473,252	24.4%	10,342,224	22.9%	10,078,434	21.4%	10,013,677	20.9%	10,023,546	20.8%
仁川広域市	1,541,084	3.8%	1,896,801	4.4%	2,333,769	5.2%	2,522,462	5.4%	2,577,033	5.4%	2,580,422	5.4%
京畿道	4,696,641	11.5%	5,972,092	13.9%	7,737,864	17.2%	9,146,445	19.5%	10,165,039	21.2%	10,449,578	21.7%
首都圏計	15,963,172	39.1%	18,342,145	42.8%	20,413,857	45.3%	21,747,341	46.3%	22,755,749	47.6%	23,053,546	47.9%
釜山広域市	3,627,990	8.9%	3,803,334	8.9%	3,852,295	8.5%	3,732,630	7.9%	3,641,993	7.6%	3,619,267	7.5%
大邱広域市	2,129,426	5.2%	2,293,038	5.3%	2,475,360	5.5%	2,528,863	5.4%	2,544,667	5.3%	2,553,885	5.3%
光州広域市	1,052,558	2.6%	1,124,968	2.6%	1,273,532	2.8%	1,382,426	2.9%	1,418,350	3.0%	1,428,587	3.0%
大田広域市	951,943	2.3%	1,035,986	2.4%	1,286,844	2.9%	1,396,869	3.0%	1,453,994	3.0%	1,463,767	3.0%
蔚山広域市	676,257	1.7%	794,065	1.9%	979,606	2.2%	1,035,658	2.2%	1,072,488	2.2%	1,082,045	2.3%
江原道	1,740,348	4.3%	1,561,838	3.6%	1,481,781	3.3%	1,515,607	3.2%	1,492,819	3.1%	1,487,127	3.1%
忠清北道	1,402,992	3.4%	1,373,711	3.2%	1,411,922	3.1%	1,494,376	3.2%	1,490,142	3.1%	1,490,344	3.1%
忠清南道	2,075,176	5.1%	1,991,931	4.6%	1,784,205	4.0%	1,879,273	4.0%	1,863,502	3.9%	1,881,490	3.9%
全羅北道	2,220,652	5.4%	2,046,776	4.8%	1,921,970	4.3%	1,927,005	4.1%	1,867,666	3.9%	1,841,564	3.8%
全羅南道	2,728,625	6.7%	2,480,439	5.8%	2,088,701	4.6%	2,034,970	4.3%	1,925,763	4.0%	1,880,505	3.9%
慶尚北道	2,953,958	7.2%	2,736,033	6.4%	2,702,465	6.0%	2,773,340	5.9%	2,706,761	5.7%	2,676,095	5.6%
慶尚南道	2,789,644	6.8%	2,776,273	6.5%	2,908,813	6.5%	3,035,571	6.5%	3,081,324	6.4%	3,087,095	6.4%
済州道	493,003	1.2%	508,746	1.2%	511,640	1.1%	524,182	1.1%	534,009	1.1%	536,846	1.1%
首都圏外計	24,842,572	60.9%	24,527,138	57.2%	24,679,134	54.7%	25,260,770	53.7%	25,093,478	52.4%	25,028,617	52.1%
全国計	40,805,744	100%	42,869,283	100%	45,092,991	100%	47,008,111	100%	47,849,227	100%	48,082,163	100%

(出典：韓国統計庁資料)

第2章 韓国の国家均衡発展政策

第1節 国家均衡発展政策の制度的枠組み

1 国家均衡発展のビジョンと戦略

盧武鉉大統領は、就任演説で「中央集権と首都圏の集中は、国の未来のためこれ以上放置することはできません。地方分権と国の均衡的な発展はもはや先延ばしにできない課題となっています。中央と地方は調和と均衡ある発展を目指すことが重要です。地方は自主的に未来を設計していき、中央はこれを後押しすることです。私は非常な決意をもってこれを推進していきたいと思います。」と明言した。その後、盧武鉉は「共に暮らす均衡発展社会」を3大政目標の1つに設定し、これまでの一方的な集中集権発展モデルから成長と均衡が並行する分散分権発展モデルへの転換を図ろうとしている。そして、その政策中の重要な1つが国家均衡発展政策であり、そのビジョンと推進戦略は下図2-1-1のとおりである。なお、推進基盤となっている国家均衡発展特別法、国家均衡発展5ヵ年計画、国家均衡発展特別会計については、次に詳しく見ていくことにする。

図2-1-1 国家均衡発展のビジョンと推進戦略

ビジョン	均衡発展を通じた国家経済の跳躍	
目 標	◇革新主導型の地域発展 ◇農村・都市共生型の共同体形成	
推進戦略	革新主導型発展潜在力の拡充	○知識・技術の創出・拡大・活用 ○地域別革新クラスターの育成
	農村・都市間の共生発展の土台づくり	○地域間格差の是正及び特性化発展 ○農村・都市間の共生発展
	首都圏の質的発展	○首都圏の生活の質と競争力の向上 ○首都圏規制 ¹ の合理的な改善
	ネットワーク型国土空間の形成	○公共機関の移転及び革新都市の建設 ○多極分散型国土空間の再編 ○対外開放型拠点の開発
推進基盤	国家均衡発展特別法 (国家均衡発展5ヵ年計画) (国家均衡発展特別会計 等)	

2 国家均衡発展特別法²

¹ 首都圏への一極集中を緩和するため、現在首都圏への工場や大学の設立などが制限されている。

国家均衡発展政策を推進するため、「地域間の不均衡を解消し、地域革新及びそれぞれの地域の特性に合う発展を通して自立型の地方化を促進することにより、全国が個性あるように、またもれなく良い生活ができる社会をつくるのに貢献すること」を目的とした「国家均衡発展特別法」が2004年1月に制定され、2004年4月施行された。この法律は、国家均衡発展政策を持続的・安定的に推進するために整備された法的基盤であり、その主な骨子は下図2-1-2のとおりとなっている。

図2-1-2 国家均衡発展特別法の主要骨子

分野	内容
均衡発展5ヵ年計画の樹立・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間の不均衡是正及び自立型地方化のための国家均衡発展計画の樹立、推進 ・地域特性化発展のための地域革新発展計画の樹立、推進
国家均衡発展推進体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領の諮問機関として国家均衡発展委員会を設置 ・委員会の事務処理機関として企画団を設置
国家均衡発展特別会計の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税などを財源に約5兆ウォン規模の特別会計を設置 ・「地域開発事業勘定」と「地域革新事業勘定」に区分、運用
均衡発展施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域革新体系の構築 ・地域戦略産業の選定及び育成 ・地方の大学の育成 ・地域科学技術の振興 ・地域の情報化促進及び情報通信の振興 ・地域文化・観光の育成 ・落後地域(開発が遅れた地域)及び農漁村開発の促進 ・公共機関の地方移転 ・企業及び大学の地方移転 ・地域発展投資協約の締結³ 等

3 国家均衡発展5ヵ年計画

盧武鉉政権の国家近郊発展政策を具体的に実現するための制度的基盤として、最初のボトムアップ型の計画である「第1次国家均衡発展5ヵ年計画(2004～2008年)」が、2004年8月樹立された。

この計画は、各中央部処の分野別計画と地域で樹立した地域革新発展5ヵ年計画をもとにつくられており、分野別計画の主な内容は下図2-1-3のとおりである。また、それを部門別(主管部処別)に分けたものが下図2-1-4のとおりとなっている。

² 国家均衡発展特別法の全文訳は、巻末に参考資料として掲載している。

³ 国家均衡発展特別法第20条に規定されているもので、国と地方自治体が協約を締結し、国家均衡発展のための共同事業を実施する。協約の履行のため、国も地方自治体も毎年必要な予算を編成しなければならず、予算を安定的に確保できるというメリットがある。

なお、この計画のもう1つの柱である地域革新発展5ヵ年計画については、第3章で記述することにする。

図2-1-3 国家均衡発展5ヵ年計画の分野別計画主要内容

分野	内容
革新主導型発展基盤の構築	韓国型地域革新体系の構築を通して、最少6～7個の世界的革新クラスターを育成
落後地域の自立基盤の造成	落後地域の財政自立度 ⁴ を現在の2倍水準である30%に上げる
首都圏の質的発展	首都圏の計画的管理で質的発展を図り、首都圏と地方の共生発展条件をつくる
ネットワーク型国土構造の形成	全国どこからでも2時間以内に行政中心複合都市に行くことが可能な道路網の構築

図2-1-4 国家均衡発展5ヵ年計画の部門別（主管部処別）計画主要内容

部門（主管部処）	実践課題の内容
地域革新体系の構築 （国家均衡発展委員会）	○地域革新のための人材養成 ○産・学・研・官協力の促進 ○地域内の革新機関の整備・拡充及び革新基盤の造成 ○地域革新特性化モデル事業の推進
地域の人的資源開発及び地方大学の育成（教育人的資源部）	○産業需要に沿った地域人的資源の開発 ○地方大学の特性化及び革新力量の強化 ○地域人的資源の雇用促進及び定着支援
地域科学技術の振興 （科学技術部）	○地域特化科学技術の開発支援 ○地域科学技術の革新拠点育成及び力量強化 ○地域科学技術情報体系の構築 ○政府研究開発予算の地方支援拡大 ○研究開発特区の指定及び育成
地域戦略事業の発展基盤造成 （産業資源部）	○産業中心の地域革新クラスター構築 ○産業立地及び基盤施設の拡充 ○地方投資の活性化及び外国人投資誘致の促進

⁴ 地方税と税外収入を足した額を一般会計の歳入総額で割った割合のことで、2005年4月の監査院発表によると、全国250の地方自治体のうち、住民税などの地方税だけでは職員の人件費すらまかなえない自治体が159団体に達している。また、広域自治体別では、ソウル特別市95.9%、京畿道78.8%、仁川市広域市75.9%と首都圏地域の財政自立度は高く、最も低い全羅南道21.1%、全羅北道25.9%、江原道28.9%との差は大きなものとなっている。

	○産業革新体系の構築
落後地域及び農山漁村の開発 (行政自治部)	○落後地域及び農山漁村の定住環境の開発 ○住民所得創出基盤の拡充 ○農山漁村の郷土資源開発及び活用
地域文化観光の育成 (文化観光部)	○地域観光資源の開発及び観光産業の活性化 ○地域文化産業の育成 ○地域文化インフラの拡充及び運営活性化 ○特色ある地域文化の育成
地域情報通信の振興 (情報通信部)	○農漁村の情報通信インフラの高度化 ○地域間・階層間の情報格差解消 ○参加型地域情報システムの構築 ○地域ソフトウェア産業の育成及び地域デジタルコンテンツの育成
地域経済の活性化(財政経済部)	○地域の物流・流通業の育成及び在来市場の活性化 ○地域の失業解消 ○地域特化発展特区の推進
首都圏の計画的管理 (建設交通部)	○首都圏の過密弊害の緩和及び世界的知識クラスターとしての革新力量強化 ○首都圏の空間構造改編 ○首都圏関連施策及び制度改善
首都圏機能の地方分散 (建設交通部)	○行政中心複合都市の建設 ○公共機関の地方移転と未来型地域革新都市の建設 ○首都圏企業の地方移転促進
地域インフラの拡充 (建設交通部)	○交通網など地域社会の間接資本の拡充 ○行政中心複合都市の建設と連係した交通体系の整備 ○高速鉄道建設の波及効果の拡大 ○地域別生活環境インフラの拡充
開放拠点及び関連インフラの拡充 (建設交通部)	○北東アジアの物流中心基盤の構築 ○南北交流協力事業及び大陸鉄道の連結 ○韓・中・日間の共生的国際協力の推進
環境にやさしい国土管理 (環境部)	○国土環境保全計画の樹立など環境性評価体制の強化 ○土地の公益的機能を考慮した先計画・後開発

	体系の確立 ○白頭山脈、非武装地帯（DMZ）、沿岸地域など 革新生態軸の保全 ○環境管理優秀自治体（Green City）の指定を 通した自治体の環境管理力量強化
--	---

4 国家均衡発展特別会計

国家均衡発展特別会計は、国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、地域開発事業勘定と地域革新事業勘定の2つで構成されているが、2つの勘定の主な歳入、歳出（事業内容）は図2-1-5のとおりである。なお、2005年度の国家均衡発展特別会計の予算は54,744億ウォン、そのうち地域開発事業勘定は41,978億ウォン、地域革新事業勘定は12,766億ウォンとなっている。

また、この会計の予算執行に際しては、自治体の自律性を高めるため、予算の流用及び繰越の許容範囲などが拡大されている（国家均衡発展特別法第42条、第43条）。なお、地域開発事業勘定の場合、市・道別に限度額を決め、その限度額の範囲内で市道がそれぞれ自律的に予算編成できるようになっており、特別会計の予算編成に関しては、評価委員会が地域発展施行計画の実績を評価し、その結果を次年度予算に反映するようになっている。

図2-1-5 国家均衡発展特別会計の勘定別主要歳入・歳出（事業内容）項目

区分	地域開発事業勘定	地域革新事業勘定
歳入	<ul style="list-style-type: none"> ○酒税の80% ○土地特別財源（過密・開発負担金など） ○一般会計、他の特別会計からの繰入金等 	<ul style="list-style-type: none"> ○酒税の20% ○一般会計、他の特別会計からの繰入金等
歳出 〔事業内容〕	<ul style="list-style-type: none"> ○落後地域及び農山漁村の開発関連事業 ○地域社会基盤施設の拡充及び改善関連事業 ○地域の文化・芸術及び観光資源の開発及び拡充 ○地域の雇用創出など地域経済活性化関連事業 ○地域の特性ある郷土資源の開発及び活用関連事業 ○開発制限区域管理と関連した事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域革新体系の構築及び活性化関連事業 ○地域戦略産業の育成関連事業 ○地方大学の育成及び地域人的資源の開発関連事業 ○地域の科学技術の振興及び特性化関連事業 ○地域の情報化の促進及び情報通信の振興関連事業 ○公共機関・企業及び大学などの地

第2節 国家均衡発展の主要政策

1 行政中心複合都市の建設

人口・経済・行政機関などの首都圏集中で、首都圏の過密化・肥大化が進み、住宅問題・交通問題・環境汚染など、首都圏の生活の質が低下してきている。これに対し、これまで人口流入を抑えることに焦点を合わせた政策⁵が行われてきたが、これには限界があった。

そこで、盧武鉉政権は、根本的な代案として、忠清南道燕岐郡、公州市一円に面積 2,212 万坪、人口 30～50 万人規模の行政中心複合都市をつくることを示し、現在その整備を進めている。

しかし、行政中心複合都市の建設に関してのこれまでの経緯は平坦ではなかった。2004 年 1 月に「新行政首都の建設のための特別措置法」を制定、政府は 18 部 4 処 3 庁など 73 の中央行政機関を忠清南道の燕岐・公州地域に移転し、新行政首都の建設を決定していた。しかし、2004 年 10 月憲法裁判所が、「新行政首都の建設のための特別措置法」の違憲判決⁶を下したため、新行政首都の建設は行えなくなった。

そして、その後続対策として出されたのが、燕岐・公州地域に中央行政機関を移転させる行政中心複合都市を建設することであり、2005 年 3 月その推進を目的とした「新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域の行政中心複合都市建設のための特別法」が制定された。この法律についても憲法裁判所に違憲訴訟がなされていたが、2005 年 11 月請求は却下された。これを受けて、行政中心複合都市建設庁が組織され、現在 2012 年から 2014 年にかけての行政機関の段階的移転、2030 年までの人口 30～50 万人都市建設に向け取り組みが進められているところである。

なお、現在公表されている移転対象の主な行政機関は、図 2-2-1 のとおりである。



図 2-2-1 行政中心複合都市への移転対象行政機関

区分	対象機関
大統領直属機関	中央人事委員会、訴請審査委員会、中小企業特別委員会

⁵ 現在、首都圏への工場や大学の設立を制限するなどの規制が行われている。

⁶ 憲法裁判所は、「憲法に首都がソウルであると明示されていないが、これは一種の慣例憲法であり、首都移転は憲法改正に必要な手続きである国民投票によって決定しなければならない事項であるにも関わらず、この手続きをおこなっていない。」との理由で、違憲であるとの判決を下した。

(3)	
国務総理直属機関(13)	国務調整室、国務総理秘書室、非常企画委員会、公正取引委員会、企画予算処、法制処、国政広報処など
部庁単位の中央行政機関(33)	財政經濟部、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、農林部、産業資源部、情報通信部、保健福祉部、環境部、労働部、建設交通部など
総計	12 部 4 処 2 庁など 49 機関

2 企業都市の建設

企業都市とは、民間企業が投資計画を示し、地方自治体と共同で開発を進めていくもので、産業・研究・観光・レジャー・業務関連など経済活動のための主な機能はもちろん、住居・教育・医療・文化など地域住民の生活の質を高めるための自立的な複合機能を備えた都市のことである。そして、この企業都市の建設を進めるため、2004年12月「企業都市開発法」が制定された。

企業都市に指定された地域は、民間企業からの投資促進のため、図2-2-2のとおり、基盤施設及び定住条件の整備、事業推進及び許認可の支援、税制上の支援などを行うことができることになっている。また、企業都市の選定に際しては、均衡発展への寄与度、環境性、土地確保の容易性、持続発展の可能性を基準として地域が選定されるが、現在企業都市として、全羅南道務安郡、江原道原州市、忠清北道忠州市、全羅南道靈岩郡・海南郡、全羅北道茂朱郡、忠清南道泰安郡が選定されている。

なお、これらの地域は、それぞれ機能別に図2-2-3のように産業交易型、知識基盤型、観光レジャー型、革新拠点型の4つに分類される。

図2-2-2 民間企業からの投資促進のための支援

分野	支援内容
基盤施設及び定住条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○開発区域内の道路・上下水道・電気・ガス・暖房は地方自治体と供給機関が設置 ○電線地中化設置費用の50%は韓国電力などが負担 ○企業にも学校や病院を設立できるようにする。
事業推進及び許認可の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○企業は、自律的に開発計画及び事業体の設置計画などを樹立し、事業を段階的に推進することができる。(段階的竣工検査が可能) ○企業都市の指定及び実施計画の承認時に41の法律、88の許認可事項を一括承認するOne-Stopサービスの支援
税制上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○国税(法人税・所得税)の減免: 施行者は3年間50%、その後2年間25%、入居企業は3年間100%、その後2年間50% ○地方税(所得税・登録税・財産税)の減免: 15年の範囲内で地方自治体が条例で定める。 ○開発負担金、農地造成費など6つの負担金を減免

図 2-2-3 企業都市の機能別類型

機能別類型	内容（指定地域）
産業交易型 （企業都市+産業団地）	各種工場などの産業施設、物流団地、交易地帯などを重点的に開発する企業都市（全羅南道務安郡）
知識基盤型 （企業都市+革新クラスター）	R&D 分野のベンチャー企業、研究所、学校などが集積しており、基礎開発と産業活動間の有機的な連係が日常化された企業都市（江原道原州市、忠清北道忠州市）
観光レジャー型 （企業都市+観光団地）	優れた自然環境と観光資源をいかし、観光・レジャー・文化などのサービス産業を中心として開発する企業都市（全羅南道靈岩郡・海南郡、全羅北道茂朱郡、忠清南道泰安郡）
革新拠点型 （企業都市+革新都市）	首都圏から地方へ移転する公共機関と関係企業が有機的に立地し、地域革新の拠点として開発される企業都市

3 革新都市の建設（公共機関の地方移転）

革新都市とは、公共機関及び産・学・研・官が緊密に相互協力できる最適な革新環境と住居・教育・文化など水準の高い定住環境を備えた新しい次元の未来型都市のことである。首都圏に所在する公共機関を、ソウル特別市・仁川広域市・大田広域市⁷・京畿道を除く 12 の市・道に移転し、革新主体⁸間のネットワークの形成、地域特性化された発展戦略で地域発展を図ろうとしている。

革新都市は、①革新を主導し創出する公共機関・企業・大学・研究所などの革新主体、②革新主体間での協力やネットワーキングが自然に形成される革新環境、③道路・交通通信網・大学の研究所等の優秀な教育環境など、良質な都市インフラから構成されるものである。

なお、この革新都市の推進のため、図 2-2-4 のとおり、①産・学・研・官の連係配置を通じた革新創出の拡散、②快適で暮しやすい住居環境と豊かな緑地空間の造成、③優秀な教育環境及び品格ある都市文化の形成、④便利な交通体系及び先端情報通信網の構築、⑤エネルギー・資源節約型の環境にやさしい都市づくりなどの戦略がとられている。

また、地方に移転することとなっている公共機関は 175 機関で、そのうち行政中心複合都市へは 40 機関、その他の地域へは図 2-2-5 のとおり 135 機関が移転する予定である。

図 2-2-4 革新都市建設の推進戦略

⁷ 大田広域市は首都圏にある自治体ではないが、現在政府の一部庁舎などがあるため、対象から除かれている。

⁸ 地域の革新発展を担う地方自治体、大学、企業、NGO、マスコミ、研究所など。

推進戦略	内 容
産・学・研・官の連携配置を通じた革新創出の拡散	○中心地域や交通の結節点に、交流協力の活性化のための出会いと交流のコミュニティー空間を造成し、革新主体間の連携活性化によるシナジー効果を創出
快適で暮しやすい住居環境と豊かな緑地空間の造成	○森・湖・河川などと調和する住居、中・低密度住居など自然親和的な住居環境を造成し、歩行者専用道路など安全環境もつくる。 ○豊富な公園緑地の確保で緑の体感率を高め、建築物・街路・橋梁等に対する色彩・高さ・デザイン・照明などにより、個性ある美しい都市景観を演出
優秀な教育環境及び品格ある都市文化の形成	○特殊目的の高校や自律的な学校など多様な学校体系を導入し、先進国水準の教育施設と優秀な教員による優れた教育環境づくり ○公演場、野外音楽堂、展示館、博物館など多様で品格ある都市文化の形成
便利な交通体系及び先端情報通信網の構築	○バス専用車線や自転車道路など大衆交通中心の便利で環境にやさしい交通システムの導入、近隣都市との広域交通体系の構築 ○ユビキタス基盤づくり及びブロードバンド統合ネットワークの設置など、最先端の未来型デジタル都市づくり
エネルギー・資源節約型の環境にやさしい都市づくり	○優れた自然環境の保存及び生態系の破壊を最少化した開発 ○太陽熱などクリーンエネルギーの活用 ○節水型の上水道、再利用システムなど水資源節約システムの構築

図 2-2-5 移転対象の主な公共機関及びその移転予定先

市・道	分野	移転機関
釜山広域市	海洋水産、映画振興、金融産業	韓国海洋研究院、映画振興委員会など 12 機関
大邱広域市	産業振興、教育学術振興、ガス産業など	韓国ガス公社、韓国学術振興財団など 12 機関
光州広域市	電力産業	韓国電力公社、韓電機工(株)、韓国電力取引所の 3 機関
蔚山広域市	エネルギー産業、勤労福祉、産業安全など	韓国石油公社、エネルギー管理公団、勤労福祉公団など 11 機関
江原道	鉱業振興、健康生命、観	大韓鉱業振興公社、国民健康保険公団、韓

	光など	国観光公社など 13 機関
忠清北道	情報通信、人力開発、科学技術など	情報通信政策研究院、中央公務員研究院など 15 機関
全羅北道	国土開発管理、農業生命、食品研究など	韓国土地公社、農業工学研究所、韓国食品研究院など 13 機関
全羅南道	情報通信、農業基盤、文化芸術など	韓国情報保護振興院、韓国農村公社など 15 機関
慶尚北道	道路交通、農業技術革新、電力技術など	韓国道路公社、韓国農産物品質管理院など 13 機関
慶尚南道	住宅建設、中小企業振興、国民年金など	大韓住宅公社、中小企業振興公団、国民年金管理公団など 12 機関
済州道	国際交流、教育研修、国税管理など	韓国国際交流財団、国税庁技術研究所、気象研究所など 9 機関
忠清南道 ⁹		国防大学校、警察大学など 6 機関
その他	放射性廃棄物処分施設の誘致地域	韓国水力原子力(株)

4 地域革新システムの構築

地域革新システムとは、地方自治体、地方の大学、企業、NGO、マスコミ及び研究所など地域内の革新主体が、地域の研究開発、生産過程、行政制度の改革、文化活動など多様な分野で躍動的に相互協力することによって、革新を創出し地域発展を図る世界レベルの新しい試みである。

現在、地域革新協議会の運営、地方大学の革新力量強化事業などの取組みがなされている。

(1) 地域革新協議会

地域革新協議会は、地域内の産・学・研・官などすべての革新主体を網羅した地域の代表システムで、地域革新計画の審議、地域環境の改善及び基盤づくり事業の審議、投資財源の確保に関する事項、国家均衡発展特別会計申請時の優先順位審議など多様な機能を遂行している。

2005年12月現在、市・道（広域自治体）には全国で14の協議会、784人のメンバーがおり、市・郡・区（基礎自治体）には、123の協議会、3,522人のメンバーがいる。

(2) 地方大学の革新力量強化事業

地方大学の革新力量強化事業は、地方大学の特性化及び競争力の強化、優秀な人材の養成を通じた地域発展の促進、地域革新システム構築の土台づくりを目的に、地方大学が実施する事業に対し、事業費を支援するものである。

2004年度は、112事業に対し2,200億ウォンを支援、2005年度は、2004年度に選

⁹ 忠清南道には行政中心複合都市が建設される計画のため分野は決められていないが、行政中心複合都市に40機関、道内のそれ以外の地域に6機関が移転する予定となっている。

定された 112 事業に 7 事業を加えた 119 事業に対し 2,400 億ウォンを支援している。

5 落後地域（開発の遅れた地域）の開発

現在、落後地域の開発を進めるための新活力事業及び落後地域を含めた基礎自治体の地域特化発展を支援する地域特化発展特区事業が推進されている。

（1）新活力事業

新活力事業とは、地域の内生的な発展力量を強化するための落後地域開発事業で、地域内の大学・企業・研究所・NGO・マスコミなどの地域革新主体の力量を結集し、地域特性に合った地域の革新と発展を図る事業である。選定された地域（基礎自治体単位）には、財政的支援が行われるとともに、地域の成長潜在力への諮問を行う地域革新諮問官が 1 自治体に 1 人ずつ委嘱されることとなっている。

対象地域の選定に際しては、人口的側面（人口変化率、人口密度）、産業・経済的側面（所得税割の住民税）、財政的側面（財政力指数）などが考慮されるが、選定については行政自治部長官が 3 年ごとに行うこととなっている。現在、3 つの側面から順位づけされた全国 234 の基礎自治体の中の下位 30%にあたる 6 市、64 郡が選定されており、2005 年は全体で 2,000 億ウォン、1 自治体あたり 20～30 億ウォンが支援されている。

なお、新活力事業には、郷土資源開発、地域文化観光開発、地域イメージマーケティング、教育・人材育成、生命・健康産業育成などの類型があり、類型別のそれぞれの事業例は図 2-2-6 のとおりとなっている。

図 2-2-6 新活力事業の類型別主要内容

類型	件数	事業例（地域名）
郷土資源開発	35 件	蝶・昆虫産業クラスターの構築（全羅南道咸平郡） 恐竜の国・Well-Being 農業（慶尚南道固城郡）等
地域文化観光開発	12 件	環境にやさしい有機農、グリーンツーリズム（江原道華川郡）、博物館むら育成事業（江原道寧越郡）等
地域イメージマーケティング	7 件	HAPPY700 ブランドの強化（江原道平昌郡）、生態健康山村づくりのマーケティング（全羅北道鎮安郡）等
教育・人材育成	5 件	外国語教育特区づくり（慶尚南道昌寧郡） 国際化教育（慶尚南道居昌郡）等
生命・健康産業育成	6 件	生薬草特化地域づくり（江原道旌善郡 ¹⁰ ） 高麗人参・薬草による五感体験型健康事業（忠清南道錦山郡）等
海洋水産資源開発	5 件	海洋生物産業の競争力強化（全羅南道莞島郡） ブルーツーリズム及び特産品ブランド化（慶尚北道鬱陵郡）等

¹⁰江原道旌善郡の生薬草特化事業推進については第 3 章第 2 節を参照。

(2) 地域特化発展特区事業

地域特化発展特区事業は、「規制も地域特性によって異なってもよい。」という新しい視点から、地方が創意工夫しこれまで政府の規制に縛られて行いにくかった事業を実施できるようにする制度である。2004年9月「地域特化発展特区に対する規制特例法」が制定され、基礎自治体の地域特化発展を支援するため、2005年末現在で図2-2-7のとおり41の特区が指定されている。

特区のメリットとしては、行政規制の例外適用、土地利用手続きの緩和、行政権限の委譲などがある。なお、特区の類型は、郷土資源の振興特区、観光・レジャー・スポーツパーク特区、医療・社会特区、産業クラスター・研究開発特区、流通・物流特区、教育関連特区などに分かれている。

図2-2-7 指定された地域特化発展特区の類型と特区名

類型	特区名（地域名）
郷土資源の振興特区(18)	醬類産業特区（全羅北道淳昌郡）、トックリイチゴ産業特区・景観農業特区（全羅北道高敞郡）、智異山薬草特区（慶尚南道山清郡）、清浄唐辛子産業特区（忠清北道槐山郡）、散薬むら特区（慶尚北道安東市）、干し柿特区（慶尚北道尚州市）、自然健康食特区（慶尚南道咸陽郡）、葡萄酒産業特区（全羅北道完州郡）、苗木特区・漆産業特区（忠清南道沃川郡）、智異山 Well-Being ハブ産業特区（全羅北道南原市）、陶磁器産業特区（京畿道利川市）、紅参・韓方特区（全羅北道鎮安郡）、りんご特区（忠清北道忠州市）、ズワイガニ特区（慶尚北道盈徳郡）、葡萄ワイン特区（忠清北道永同郡）、親環境農業特区（京畿道楊平郡）
観光・レジャー・スポーツパーク特区(7)	コンベンション・映像・海洋レジャー特区（釜山広域市海雲臺区）、国土最南端馬羅島清浄特区（済州道南済州郡）、オーシャンリゾート特区（全羅南道麗水市）、蛍生態体験むら特区（慶尚北道英陽郡）、親環境レジャー・スポーツパーク特区（慶尚南道宜寧郡）、高地スポーツ訓練場特区（江原道太白市）、蟾津江汽車むら特区（全羅南道谷城郡）
医療・社会特区(2)	韓・洋方医療研究団地特区（全羅北道益山市）、女性韓方クリニック特区（全羅北道完州郡）
産業クラスター・研究開発特区(2)	先端医療健康産業特区（江原道原州市）、サイエンス特区（江原道江陵市）
流通・物流特区(6)	薬令市韓方特区（大邱広域市）、高麗人参ヘルスケア特区（忠清南道錦山郡）、韓方振興特区（慶尚北道永川市）、薬草 Well-Being 特区（忠清北道堤川市）、薬令市韓方産業特区（ソウル特別市）、ファッションジュエリー特区（大邱広域市）

教育関連特区 (6)	国際化教育特区（全羅南道順天市）、教育都市特区（慶尚南道昌寧郡）、外国語教育特区（仁川広域市西区）、青少年教育特区（京畿道軍浦市）、外国語教育特区（慶尚南道居昌郡）、生涯教育特区（慶尚南道金海市）
---------------	--

6 革新クラスター政策の推進

これまでの産業団地政策では、革新（innovation）主導型のグローバル経済においては限界があり、世界各国では地域政策と産業政策が統合された革新クラスター政策を成長の新しいパラダイムとして推進しているとの認識から、韓国においても、互いに競争し合いながらも特定分野で相互に連携した企業・専門化された供給者・サービス提供者・関連産業・関係機関が地理的に集中したクラスターの形成に取り組もうとしている。

その取組みの1つが、昌原、亀尾、蔚山、半月・始華、光州、原州、群山の7つの試験団地を革新クラスターとして推進し、その成果を全国に拡大しようとするものである。なお、それぞれの団地の現況と発展ビジョンは図2-2-8のとおりである。

図2-2-8 革新クラスター推進の試験団地

試験団地	団地の現況	発展ビジョン
昌原クラスター (慶尚南道昌原市)	世界的加工組立技術をもった国内最大の機械類産業団地	新技術の接合・融合を通じた先端機械産業クラスターの推進
亀尾クラスター (慶尚北道亀尾市)	大企業（三星・LG）を中心にプラズマディスプレイ（PDP）、液晶ディスプレイ（LCD）、携帯電話などの分野で高い世界市場占有率をもつ	世界最大のデジタル電子クラスターの推進
蔚山クラスター (蔚山広域市)	現代自動車を中心に国内自動車部品企業の7.7%が集積	自動車部品のグローバル供給基地の構築
半月・始華クラスター (京畿道安山市・始興市)	自動車部品、産業用機械、コンピュータ、半導体部品など多様な業種の中小企業中心の産業団地	先端部品・素材の供給基地化
光州クラスター (光州広域市)	人材・研究所など、優れた「光」産業関連のインフラを保有	世界的「光」産業クラスターへの跳躍
原州クラスター (江原道原州市)	延世大学中心の活発な産学協力モデルの構築	先端電子医療機器産業の拠点育成
群山クラスター (全羅北道群山市)	GM 大宇、現代商用車、大宇商用車など、年間乗用車 30 万台、商用車 6.2 万台の生産能力を保有	自動車部品及び機械部品の革新クラスターの推進

そして、もう1つの取組みが、大田広域市の儒城区・大徳区を大徳研究開発特区として

育成するものである。研究開発特区は、科学技術知識の創出、移転及び活用が効率的に行われる一種の研究開発牽引型の革新クラスターで、研究開発機能とビジネス機能が有機的に連携、高度の生産性を発揮させることを目的としており、その育成を支援するため 2005 年 1 月には「大徳研究開発特区等の育成に関する特別法」が制定されている。

なお、大徳研究開発特区の特徴としては、①19 の国公立及び政府出資機関、7 つの政府投資機関、32 の企業付設研究機関、5 つの大学が入居するなど、国内最大の研究機関集積地である。②2004 年基準で博士 5,806 人（国内の総博士数の約 10%）、修士 6,625 人などの研究人材を保有する。③2004 年の国内外での特許登録件数が約 25,000 件（韓国全体の約 10%）と、首都圏を除けば国内最高の技術力を保有することなどが挙げられる。

第3章 韓国各地域の発展への取組み

第1節 地域革新発展5ヵ年計画

1 地域革新発展5ヵ年計画の概要

市・道（広域自治体）が策定する地域革新発展計画は、中央行政機関の策定する部門別国家均衡発展計画とともに、国家均衡発展計画の柱となるものである。

現在次のように、市・道ごとに地域戦略産業、地域ゆかり産業が選定され、地域革新発展計画が樹立されている。

(1) 地域戦略産業

地域戦略産業は、地域の産業基盤、革新環境及び産業構造による地域の育成意志を反映、地域別の比較優位及び競争力を考慮して選定されるもので、図3-1-1のとおり市・道別にそれぞれ4つの戦略産業が選定されている。

この地域戦略産業を選定することの意味は、地域別の産業基盤、空間特性を考慮した産業集積活性化の基本計画上に戦略産業を反映すること、また地域内に既に集積地が形成されている既存の主力産業の構造高度化及び知識基盤新産業との均衡ある発展を図ることにある。

なお、バイオ（または生物）産業は12の自治体、電子（情報）・情報通信産業は10の自治体が戦略産業としているが、地域の環境等を考慮して細部の重点分野は差別化¹¹が図られている。また、隣接する広域自治体間で、類似した業種での人材育成及び技術開発、生産基盤構築など機能別の役割分担と協力を行うため、超広域クラスター形成を通じた地域関係発展も図っている。

図3-1-1 選定された地域戦略産業

市道名	戦略産業
ソウル特別市	デジタルコンテンツ、情報通信、バイオ、金融・起業支援
釜山広域市	港湾物流、機械部品、観光コンベンション、映像IT
大邱広域市	メカトロニクス、電子情報機器、繊維、生物
仁川広域市	物流、自動車、機械金属、情報通信
大田広域市	情報通信、バイオ、先端部品・素材、メカトロニクス
光州広域市	光産業、情報拠点、自動車部品、デザイン文化
蔚山広域市	自動車、造船海洋、精密化学、環境
京畿道	情報通信、生命、文化コンテンツ、国際物流
江原道	バイオ、医療機器、新素材・防災、観光文化

¹¹ バイオ（または生物）産業の場合はソウル特別市がバイオ新薬・医療、全羅北道が発酵産業、電子情報産業の場合は大邱広域市がモバイル、忠清南道がディスプレイなど、それぞれ差別化が図られている。

忠清北道	バイオ、半導体、移動通信、次世代電池
忠清南道	電子情報機器、自動車部品、先端文化、農畜産バイオ
全羅北道	自動車機械、生物、代替エネルギー、文化観光
全羅南道	生物、新素材造船、物流、文化観光
慶尚北道	電子情報機器、新素材部品、生物韓方、文化観光
慶尚南道	知識基盤機械、ロボット、知能型ホーム、バイオ
済州道	観光、健康・ビューティー・生物、親環境農業、デジタルコンテンツ

(2) 地域ゆかり産業の育成

地域ゆかり産業の育成は、地域の固有資源を活用し、基礎自治体単位の地域革新体系を構築、競争力ある地域商品を開発しようとするものであり、16の市・道（広域自治体）がそれぞれの基礎自治体と協議のうえ、地域特化発展特区事業¹²と連係して育成戦略を推進している。

なお現在、市・道別に図3-1-2のような10前後の地域ゆかり産業が選定され、その育成への取組みが推進されている。

図3-1-2 選定された主な地域ゆかり産業

市道名	戦略産業
ソウル特別市	印刷産業、文化・観光産業 等
釜山広域市	凡川洞 貴金属産業、機張 海藻類加工・流通産業、チャガルチ 水産市場、ミニトマト流通事業、花卉類流通産業 等
大邱広域市	文化コンテンツ産業、ビジネスサービス業、ソフトウェア産業、展示・コンベンション産業、出版・印刷産業 等
仁川広域市	江華島 小エビの塩辛、イグサ工芸産業、水産資源造成事業、江華 高麗人参の名声復活事業、薬用ヨモギ特産品 等
大田広域市	映像・ゲーム産業、Well-Being 産業、大徳区 工芸産業、東区 葡萄酒加工産業、先端繊維素材産業 等
光州広域市	キムチ産業、韓服ファッション産業、専門特化商店街の育成、良洞 在来市場文化通りづくり事業、花卉園芸産業 等
蔚山広域市	蔚山 農産物、蔚山 畜産業、山岳・産業・海洋観光産業 等
京畿道	京畿北部 家具産業、利川 陶磁器産業、楊州 檜巖寺址総合開発事業、スドン 観光地総合開発事業、都羅山 平和公園造成事業 等
江原道	生命農漁業、健康野菜・花卉産業、野生動物事業、木材・山林産業、韓方・薬草産業 等

¹² 地域特化発展特区事業は、第2章第2節の5を参照。

忠清北道	バイオ農業、石灰石新素材産業、沃川 墓木産業、エコセラピー健康産業、報恩 文化産業 等
忠清南道	錦山 高麗人参産業、保寧 モード産業、公州 ジャッカード繊維産業、鷄龍 軍文化エキスポ、青陽 チルガプ山グリーンツアー 等
全羅北道	益山 貴金属・宝石産業、益山 ニット産業、南原 漆産業、淳昌 醬類産業、任實 油加工産業 等
全羅南道	機能性食品産業、自生薬草生産・加工業、蝶デザイン・天然染色産業、陶磁器産業、伝統ペット産業 等
慶尚北道	繊維機械産業、韓方産業、高麗人参加工産業、文化祭りイベント産業、ウィソン にんにく産業、農産物加工・施設野菜産業 等
慶尚南道	シルク産業、石材加工産業、畜産飼料流通産業、河東 緑茶加工産業、薬草・自然健康食品産業 等
済州道	畜産業、水産業、スポーツ産業、郷土料理産業、花卉産業 等

2 市・道別の地域革新発展計画の概要

(1) ソウル特別市

ソウル特別市は、国内最高の社会・文化的基盤をもとに、国際ビジネス・革新の中心都市と起業しやすい都市の形成を目指す「北東アジア時代の国際ビジネスの中心地」をビジョンに掲げている。また、金融産業及びビジネス特化地区、情報通信産業特化地区など地域別の特化地区制度導入を通じた戦略産業育成を図るとしている。

そして、その推進戦略として、①戦略産業特化地区の指定を通し跳躍の土台をつくり、企業と関連公共機関との有機的協力体系を構築する。②戦略産業支援機関との役割分担及び関係を通し理想的な革新クラスターを育成する。③産・学・研の革新主体間ネットワーク体系の構築により革新のシナジー効果を極大化し、他の市・道（広域自治体）や外国の大都市とのネットワークを構築する。④人材養成及び科学技術基盤を構築することなどを挙げている。

なお、ソウル特別市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-3のとおりである。

図3-1-3 ソウル特別市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
デジタルコンテンツ産業	○マルチメディアコンテンツセンターの建設 ○アニメーション専門人材養成事業
情報通信事業 (マルチメディア)	○ソウル IT Green Line の造成 ○IT クラスターの活性化支援事業
バイオ産業 (新薬・医療)	○バイオ・ナノ特化地区関係事業 ○ソウルバイオ革新センターの設置

金融及び起業支援サービス産業	○国際金融センターの建設 ○国際金融機関、多国籍企業のアジア太平洋本部等の誘致
----------------	--

(2) 釜山広域市

釜山広域市は、北東アジアの物流・ビジネス中心都市、韓国の東南広域圏の中枢管理都市、北東アジアの海洋文化・観光拠点都市への育成を目指す「物流・ビジネス・海洋文化が一体となる海洋首都」をビジョンに掲げている。また、港湾物流産業クラスターの構築、IT産業との関係などを通し、高付加価値産業化を追求していくとしている。

そして、その推進戦略として、①韓国の東南経済圏の有機的な協力と関係で戦略産業のシナジー効果を創出する。②港湾物流産業クラスターを構築し、IT産業との関係などを通し高付加価値産業化を追求する。③既存技術と先端技術の関係を通じた機械部品素材分野の技術力向上と中長期の需要に応じた人材を養成する。④国際コンベンションの開発・誘致及び既存コンベンションの国際化と観光産業との連携を強化する。⑤映像文化と映像産業の調和した関係発展と映像・IT産業が結合したクラスターを形成することなどをあげている。

なお、釜山広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-4のとおりである。

図3-1-4 釜山広域市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
港湾物流産業	○自由貿易地域の開発 ○知能型総合物流システムの開発
機械部品素材産業	○造船海洋資機材の高付加価値技術の開発 ○釜山機械部品・素材技術センターの設立
観光コンベンション産業	○東釜山観光団地の開発 ○コンベンションビューロ法人の設立及びプログラムの開発
映像・IT産業	○映画総合作業支援体系の構築 ○釜山映像センターの建設

(3) 大邱広域市

大邱広域市は「韓国東南圏の研究開発拠点の構築」及び「先導・優秀企業の持続的成長基盤の構築」により、力強く持続可能な新成長動力を創出することを目指す「東南圏の科学技術・文化産業の革新クラスター拠点」をビジョンとして掲げている。また、繊維産業中心の産業構造から脱却し、メカトロニクス・モバイルなど先端産業の育成を通じた東南圏の巨大産業クラスターの中枢都市として発展し、国家均衡発展を先導する科学技術中心都市及び地域文化をいかした文化芸術の中心都市を建設するとしている。

そして、その推進戦略として、①戦略産業別クラスターの形成及び拠点大学・研究所

中心の革新力量強化、産・学・研・官の革新ネットワークの形成、地域革新文化の涵養などで革新基盤を構築する。②大邱・慶尚北道の超広域クラスターを構築することなどをあげている。

なお、大邱広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-5のとおりである。

図3-1-5 大邱広域市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
メカトロニクス産業	○メカトロニクス部品産業化センターの建設 ○センサー技術基盤拡充事業
電子・情報機器産業	○モバイル端末商用化センターの建設 ○ディスプレイ専門人材の養成
繊維産業	○2段階ミラノプロジェクトの推進 ○化学繊維産地の体質強化基盤の構築
生物産業	○伝統生物素材産業化センターの建設 ○韓方産業支援センターの設立

(4) 仁川広域市

仁川広域市は、国内外の地政学的利点を最大限活用し、仁川国際空港、仁川経済自由区域¹³などと連携し、国際ビジネスハブ都市としての発展を図ることを目指す「市民と共にする北東アジアの関門都市」をビジョンとして掲げている。また、韓国の西海岸の前進基地としての役割遂行に必要な北東アジアの物流革新センターの構築など物的・人的インフラをつくり、新技術と伝統技術の融合と主力成長産業の革新能力向上を通じた既存産業の構造高度化及び新産業の創出を図るとしている。

そして、その推進戦略として、①産学研のネットワーク支援機関の育成等による革新ネットワークの構築、大学・研究所の育成及び官・民の革新力量の強化など革新主体別の力量強化と革新基盤の構築を行う。②新産業と伝統製造業間の有機的な接合、知識の創出・活用・流通の活性化を図り、企業の経営環境改善を通じた仁川地域内の産業構造高度化を追求する。③北東アジアの経済成長を先導することができる戦略産業を育成することなどをあげている。

なお、仁川広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-6のとおりである。

図3-1-6 仁川広域市の戦略産業別主要事業

¹³ 外国人投資企業の経営環境と外国人の生活条件を改善することによって、外国人投資を促進し、国家経済力の強化と地域間均衡発展を図ることを目的とした「経済自由区域の指定及び運営に関する法律」（2003年7月1日施行）により、2003年8月仁川広域市の松島・永宗・青蘿地区が経済自由区域に指定された。なお、その後釜山広域市と慶尚南道鎮海市にまたがる地域、そして全羅南道麗水市・順天市・光陽市及び慶尚南道河東郡にわたる光陽湾圏地域も経済自由区域に指定されている。

戦略事業	主要事業
物流産業	○北東アジアの総合物流システムの構築 ○物流・輸送関連の専門人材養成
自動車産業	○自動車部品クラスターの構築及び関係 ○未来型・親環境の自動車関連技術開発
機械・金属産業	○機械・金属産業クラスターの構築及び関係 ○新素材（鉄鋼・ナノ）関連技術の開発
情報通信産業	○デジタルコンテンツ関連技術開発及び人材育成 ○エンベデッドソフトウェア支援センターの構築

（５）光州広域市

光州広域市は、光産業、先端部品・素材、文化産業が融合した先端クラスターの構築で、圏域内の先端産業の先導的役割遂行を目指す「西南圏の先端科学・産業・文化の中心」をビジョンとして掲げている。また、光産業を基盤にした先端産業の集積都市、伝統文化芸術とハイテクの接合を通じた東アジアの文化芸術のメッカと文化首都への跳躍を実現するとしている。

そして、その推進戦略として、①光産業の第1段階事業で構築されたインフラの上に需要者中心の技術開発と試験事業の推進で光産業の国際中心都市として発展する。②既存の家電産業と先端情報産業との融合技術の開発で高付加価値のデジタル情報家電クラスターを育成する。③自動車部品、電子、精密モーター・制御、医療用部品・素材分野の中心技術力の確保とナノ技術クラスター基盤を構築し、先端部品・素材供給都市に発展する。④デザインセンターを中心にデザイン産業クラスターを構築し、先端デジタル技術と結合した文化コンテンツ産業の育成により、文化首都にふさわしいデザイン、映像・文化コンテンツ産業の中心都市を育成することなどを挙げている。

なお、光州広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-7のとおりである。

図3-1-7 光州広域市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
光産業	○次世代光半導体の素材・部品・システムの技術開発 ○光応用製品開発及び半導体の光源試験生産の支援
情報拠点産業	○光州 Digital Convergence センターの設立・運営 ○スマートホームネットワークの技術開発支援
自動車・先端部品素材産業	○自動車・電子共通基盤の技術開発支援 ○ナノ技術集積センターの基盤構築事業
デザイン・文化産業	○デザインセンターの建設及び光州デザインビエンナーレの

	創設 ○デジタル文化芸術コンテンツの開発
--	-------------------------

(6) 大田広域市

大田広域市は、国内最高の研究開発力量を活用した先端科学技術基盤の革新主導型発展で、技術革新と生産性向上を導くことを目指す「世界科学技術のハブ都市」をビジョンとして掲げている。また、大徳研究開発特区¹⁴の造成を契機に、国際的に認められる研究開発革新拠点の構築と研究成果の産業化に力を入れている。

そして、その推進戦略として、①次世代の新産業発展基盤づくり及び主要基幹産業との融合発展を通し、高付加価値化を図る。②専門化された技術革新ネットワークを強化し、地域実情にあった雇用創出プログラムを推進する。③産業クラスターを基盤とした戦略産業中心の革新プログラムを推進することなどをあげている。

なお、大田広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-8のとおりである。

図3-1-8 大田広域市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
情報通信産業	○次世代移動通信クラスターの構築 ○情報通信分野の専門家養成
バイオ産業	○バイオ産業振興院の建設 ○統合情報システム・人的ネットワークの構築
先端部品・素材産業	○次世代電池・新素材部品の技術開発支援 ○ナノ半導体クラスターの構築
メカトロニクス産業	○知能型ロボットの標準化及び共同マーケティングの構築 ○産・学・研、企業ネットワーク及び交流の活性化

(7) 蔚山広域市

蔚山広域市は、地域特化産業の先端型知識基盤産業への構造高度化で、地域経済力の強化と国家の経済成長を導くことを目指す「韓国主力産業の知識基盤化先導」をビジョンとして掲げている。また、生産規模に比べ相対的に整っていない地域の研究開発機能を補完し、生産中心から革新主導型へと成長基盤を構築するとしている。

そして、その推進戦略として、①自動車、造船、石油化学など地域戦略産業の持続的な高度化を図る。②次世代自動車、特殊船舶、精密化学などのような既存産業基盤の中で先端新産業を発掘・育成する。③産・学・研・官の複合地域革新体系を構築する。④革新主導型の地域競争力を向上する。⑤戦略産業別支援団を組織・運営し、産業別クラスターを構築することなどをあげている。

¹⁴ 大徳研究開発特区については、第2章第2節の6を参照。

なお、蔚山広域市が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、下の図3-1-9のとおりである。

図3-1-9 蔚山広域市の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
自動車産業	○自動車部品総合技術研究所の設立及び運営 ○次世代自動車産業の革新技术開発
造船海洋産業	○造船海洋産業の総合支援体系の構築 ○高付加価値の船舶海洋構造物の開発
精密化学産業	○精密化学産業の支援団設置 ○精密化学産業の技術革新団地の造成
環境産業	○蔚山環境技術総合支援センターの設立 ○蔚山産業団地のエコモジュール化構築事業

(8) 京畿道

京畿道は、革新主体間の相互連携と協力を通じた世界的水準の知識基盤クラスターの育成を目指す「国家経済を牽引する世界的水準の知識・情報ハブ」をビジョンとして掲げている。また、IT-LCD クラスターの造成、規制緩和などを通して産業クラスター活性化のための企業環境をつくとともに、京畿道の東・北部地域の経済活性化を通して道内の地域均衡発展を図るとしている。

そして、その推進戦略として、①戦略産業の育成による革新拠点を造成し、専門人材の養成、共同研究開発などの支援プログラムをつくる。②産・学・研などの革新主体の創意的で自発的な参加に基づいた地域革新体系を構築する。③京畿道の東・北部地域の特化産業の育成を通じた北部地域の成長潜在力を拡充する。④首都圏の新しい計画的管理体系を構築することなどを挙げている。

なお、京畿道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-10のとおりである。

図3-1-10 京畿道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
情報通信産業	○板橋 IT ベンチャー業務団地の造成 ○非メモリー半導体の革新技术開発
生命産業	○京畿バイオセンターの建設 ○未来医薬開発及び試験評価事業
文化コンテンツ産業	○文化・映像、出版、ゲームなど文化産業クラスターの連係 ○光明 音楽バレー（駅周辺開発と連係）の造成
国際物流業	○平沢港の経済自由区域指定及び開発

(9) 江原道

江原道は、観光と関係した農山漁村の特化産業発展を通して、生命・健康産業のメッカとなることを目指す「世界の中の生命・健康産業首都」をビジョンにしている。また、生命と健康をテーマに既存の地域特化産業を育成し、知識基盤産業との関係を通して「人間・生命の地域革新体系」を構築するとしている。

そして、その推進戦略として、①知識基盤産業の育成を通し産業構造の高度化を図る。②農山漁村基盤産業の育成を通し地域均衡発展インフラを構築する。③観光産業の基幹産業機能の強化を通し江原道産業の特性化を図る。④地域別、部門別の産業主体ネットワーク化を促進し、「生命健康産業」首都の建設により道全体の統合された「人間・生命地域革新体系」を構築することなどが挙げられている。

なお、江原道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-11のとおりである。

図3-1-11 江原道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
バイオ産業	○シルバー・清浄バイオ技術開発センターの建設 ○海洋バイオクラスターの造成
医療機器産業	○原州圏の医療機器産業クラスターの構築 ○医療機器産業の専門人材養成
新素材・防災産業	○新素材・防災産業の技術研究開発基盤の強化 ○プラズマ新素材の産業団地造成
観光文化産業	○テーマ観光ルートの開発 ○アニメーションの創作企画の専門人材養成

(10) 忠清北道

忠清北道は、五松生命科学団地、梧倉化学産業団地との関係を通じたBTとITの結合を目指す「バイオトピア忠清北道」をビジョンとして掲げている。また、バイオ産業中心の戦略産業及び地域ゆかり産業の特化発展とこれを連結した4ベルト・8クラスターの広域クラスターをつくるとしている。

そして、その推進戦略として、①バイオ産業の集積拠点の育成とバイオ産業の中核基地化を図る。②五松生命科学団地の造成と梧倉化学産業団地の活性化及び関係育成体系を構築する。③バイオ国策機関の移転とBT・IT分野関連の主要産業体誘致及び集積化を促進する。④需要者志向の革新技术と製品開発及び拡散のための研究と支援基盤を強化する。⑤戦略産業中心の先端知識基盤製造業で先進的に構造を高度化することなどを挙げている。

なお、忠清北道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は図3-1-12のとおりである。

図 3-1-12 忠清北道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
バイオ産業	○バイオツールの統合支援センター ○バイオ人工臓器の技術開発事業
半導体産業	○システム IC の設計支援センター ○システム IC の技術開発事業
移動通信産業	○移動通信の技術支援センター ○次世代移動通信の供給人材の養成
次世代電池	○電池産業振興センター ○電池設計・製造の技術開発事業

(11) 忠清南道

忠清南道は、単純製造業中心から脱却し新成長産業を育成、対中国交易の架け橋として韓国の西海岸の生産基地を形成することを目指す「北東アジア経済の対中国交易の架け橋建設」をビジョンとして掲げている。また、IT バレー・自動車産業クラスターの構築等を通し新成長産業を育成するとしている。

そして、その推進戦略として、①産業生産体系・科学技術体系・企業支援体系が有機的に統合された戦略産業中心の地域革新体系を構築する。②圏域別の産業クラスター形成を通し地域の均衡発展を図る。③マーケティング、技術支援、金融、社会資本、物流流通などの地域基盤を造成する。④地域革新プラットフォームを構築し、オン・オフラインのネットワークを強化することなどを挙げている。

なお、忠清南道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は図 3-1-13 のとおりである。

図 3-1-13 忠清南道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
電子・情報機器産業	○ディスプレイ特化技術開発事業の支援 ○ディスプレイ教育センターの運営
自動車・自動車部品産業	○自動車部品素材研究開発の集積化センター設立 ○自動車産業の革新体系構築
先端文化産業	○デジタルコンテンツ振興院の設立 ○映像コンテンツのデータバンクセンター
農・畜産バイオ産業	○バイオ産業特化技術開発の支援 ○高麗人参・薬草バイオ産業クラスター

(12) 全羅北道

全羅北道は、地域発展の中核である革新拠点地域の全州-益山-群山-金堤-井邑を結ぶ T 字型産業ベルト革新クラスターを形成することを目指す「21 世紀環黄海圏の生産・交流の革新拠点」をビジョンとして掲げている。また、先端戦略産業の育成を通じた地域成長と伝統文化及び自然環境の保存が調和する地域発展モデルを構築するとともに、革新戦略産業中心の革新体系・地域発展を構築して 21 世紀の環黄海経済圏の拠点として跳躍するとしている。

そして、その推進戦略として、①豊富な生物資源を基礎にした食品及び韓方産業を育成する。②研究基盤の構築を通し、放射線及び代替エネルギー産業を未来の成長動力産業に育成する。③知識基盤活動の重要経済要素であるきれいな自然環境、豊富な文化・観光資源の活用度を最大化することなどを挙げている。

なお、全羅北道が選定した 4 つの戦略産業別の主要事業は図 3-1-14 のとおりである。

図 3-1-14 全羅北道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
自動車部品及び機械産業	○自動車部品の集積団地造成事業 ○先端機械産業の集積団地造成及び高度化事業
生物産業	○バイオパークの構築事業 ○健康機能食品の商用化システム構築事業
放射線融合技術及び代替エネルギー産業	○ナノ放射線・映像技術の開発事業 ○風力発電団地の造成事業
伝統文化・映像・観光産業	○調和型体験観光商品の活性化事業 ○全州の伝統文化中心都市育成事業

(13) 全羅南道

全羅南道は、既存産業の集積活性化を通して、地域経済力を強化し、北東アジアの物流及び観光中心地として跳躍することを目指す「新産業・物流・観光の中心地」をビジョンとして掲げている。また、既存産業と知識基盤新産業間の有機的関係クラスターを構築し自然環境及び伝統文化など地域の固有資源を産業化するとともに、未来産業の育成により新成長動力を創出し物流・観光産業の集積により物流及び観光の中心地に発展するとしている。

そして、その推進戦略として、①全羅南道地域の内生的産業発展の力量強化のため 3 大戦略を推進する。②戦略産業中心の革新クラスター構築と隣接地域との超広域クラスターを形成する。③地域の革新力量強化のため、戦略産業中心の地域革新体系構築、知識基盤産業集積地区の造成、技術開発力量の強化などを推進する。④優秀人材の養成及び地域内の政策誘導のため、先導的産業人材養成システムの構築、優秀企業の地域内への誘致、企業都市の誘致等を推進することなどを挙げている。

なお、全羅南道が選定した 4 つの戦略産業別の主要事業は図 3-1-15 のとおりである。

図 3-1-15 全羅南道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
生物産業	○清浄生物産業クラスター団地の造成 ○機能性食品総合支援団地の造成
新素材・造船産業	○新素材技術産業化支援センターの建設 ○造船資機材集積化団地の造成及び企業誘致
物流産業	○港湾物流総合支援センターの建設 ○次世代知能型総合物流システムの構築
文化観光産業	○文化・観光複合コンテンツの開発 ○21世紀ニュー洪吉童 ¹⁵ 及び「気」文化プロジェクト事業

(14) 慶尚北道

慶尚北道は、道内の4圏域別の特性化及び連係化の推進で、環東海産業技術の戦略的中心地化を推進することを目指す「環東海経済圏の革新交流拠点」をビジョンとして掲げている。また、安東（生物、韓方）、亀尾（電子情報）、慶山（教育団地）、慶州・浦項（文化・素材）などで圏域別の特性化を推進し、亀尾-漆谷-大邱-慶山を連係させるIT産業バレーを造成するとしている。

そして、その推進戦略として、①地域革新の多様化・卓越化、地域産業の特性化・連係化、圏域別革新力量の最大化と圏域間革新格差の最小化を追及する。②慶尚北道・大邱間の役割分担及び機能的連係を通じた超広域の共同事業推進でシナジー効果の最大化を図ることなどを挙げている。

なお、慶尚北道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は図3-1-16のとおりである。

図 3-1-16 慶尚北道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
電子・情報機器産業	○ディスプレイの知識技術支援センターの設立 ○Embedded Systemの革新技術の開発
新素材・部品産業	○ナノ素材産業化の技術開発 ○自動車用新素材及び金型技術の開発
生物・韓方産業	○韓方治療剤及び機能性製品の研究開発 ○海洋生命体による有用新物質の研究開発
文化・観光産業	○新羅千年文化体験館の建設 ○映像文化コンテンツ総合開発院の造成

(15) 慶尚南道

¹⁵ 「洪吉童」は1967年に製作された韓国最初の長編カラーアニメーション映画で、ソウルで上映4日目にして観客動員数10万人を超えるなど、大人気を博した。

慶尚南道は、既存機械産業の先端化及び次世代成長産業の連係育成により、地域経済の善循環構造を構築することを目指す「21世紀の次世代成長産業の中心地」をビジョンとして掲げている。また、機械ベルト（金海-昌原-泗川）・生命工学ベルト（金海-晋州-統榮・固城・巨濟）中心の産業集積を図るとともに、蔚山-釜山-慶尚南道に繋がる東南圏の広域クラスターを造成するとしている。

そして、その推進戦略として、①既存機械産業と次世代の成長動力産業（ロボット、知能型ホーム、バイオ）の育成のためのクラスター構築及び高度化を図る。②産業技術教育院、産業融合化支援センター、広域情報化基盤の造成など広域インフラ拡充を通じた超広域プラットホームの構築により、クラスター内の共同研究開発及び国際協力を支援し、東南圏（蔚山-釜山-慶尚南道）知識基盤の機械産業広域クラスターを構築することなどを挙げている。

なお、慶尚南道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は図3-1-17のとおりである。

図3-1-17 慶尚南道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
知識基盤機械産業	○地域特化技術の高度化支援産業 ○新知識機械産業の特化技術支援センターの造成
ロボット産業	○次世代の人間共存型製造ロボットの開発 ○慶尚南道ロボットバレーの造成
知能型ホーム産業	○知能型ホームの革新技術確保 ○知能型ホーム産業化研究センターの建設
バイオ産業	○バイオクラスターの構築 ○海洋生命工学研究センターの造成

(16) 済州道

済州道は、産業構造の高度化と経済力強化を通し人間-環境-知識中心の快適で豊かな済州国際自由都市を建設することを目指す「北東アジアの観光・休養中心」をビジョンとして掲げている。また、研究基盤拡充及び優秀先端企業の地域誘致により既存特化産業の競争力強化と知識基盤産業の発展を模索するとしている。

そして、その推進戦略として、①地域特化観光施設の拡充、観光人的資源プログラムの開発及び教育、観光広報の広域化・世界化に取り組む。②バイオ技術革新インフラの初期構築、バイオ人材の誘致及び養成事業の推進、中核研究基盤の誘致及び育成を図る。③農産物原種場の生産基地化、物流体系・流通段階の改善、高品質な多品種少量生産体系の構築、親環境農産物の集中広報を行う。④高品質のデジタル文化コンテンツの開発、ユビキタス・次世代放送通信の試験事業展開、国策研究機関と先端IT企業誘致など休養型先端IT産業の研究試験地域を造成することなどを挙げている。

なお、済州道が選定した4つの戦略産業別の主要事業は、図3-1-18のとおりである。

図 3-1-18 濟州道の戦略産業別主要事業

戦略事業	主要事業
観光産業	○国際自由都市7大先導プロジェクトの推進 ○地域航空会社の設立
健康・ビューティ ー・生物産業	○濟州生物種多様性研究所の設立 ○香水化粧品、健康食品・医薬品開発の育成
親環境農業生命産業	○優良種子・球根等の開発及び生産支援 ○親環境農畜産業の研究開発団地の造成
デジタルコンテンツ 産業	○濟州先端文化産業団地の造成 ○観光と接合したテレマティックス試験都市の建設

第2節 地方自治体の発展への取組み事例

1 Solar City 光州の建設（光州広域市）

（1）光州広域市の概要

光州広域市は、韓国の西南に位置する人口約140万人、面積約500km²の都市で、韓国西南圏域の中心都市としての機能を果たしている。また、1995年から始まった世界的な美術の祭典である「光州ビエンナーレ」や毎年秋に実施される「キムチ祭り」などでも知られている都市である。産業については、自動車や家電産業などが代表的な産業で、全国の製造業の約1.7%を占めている。

光州広域市は、日射量が5,394cal/ m²・日と全国平均の4,441 cal/ m²・日よりも多いといった条件から、光・太陽エネルギーなど地域の自然環境を最大限利用した環境保存都市を目指している。そして産業についても、光電子・電池・ナノ産業等の未来新産業を先導する産業クラスターを形成し、地域振興産業として光産業の育成に取り組もうとしている。

具体的には、次に見るSolar Cityの造成事業を通し基礎インフラの構築、韓国電力の誘致によりエネルギー革新都市の建設と新エネルギー産業の育成に取り組もうとしている。

（2）Solar City 計画

光州広域市は、Solar Cityの建設について短期目標を2011年、中長期目標を2020年に設定しており、所要事業費は1,939億ウォン（国費707億ウォン、市費243億ウォン、民間資本989億ウォン）である。

Solar Cityの建設計画における推進目的としては、①持続可能なエネルギー低消費型社会体系を構築する。②国内外のエネルギー環境に能動的に対応する。③新・再生エネルギー産業の育成基盤をつくることを挙げている。なお、計画の具体的な目標の指標については、図3-2-1のとおりである。

また、2011年の予想温室効果ガス排出量の約10%（30万トン）を減少させることをビジョンとして掲げており、その実現のため、①国内市場の約50%占有を目標に、エネルギー低消費型産業構造へ転換し、新・再生エネルギー産業の育成を行う。②エネルギー需要見込みの8%節減を目指し、エネルギー効率の向上、Green Villageづくり、エネルギー節約などでエネルギーを保存する。③総エネルギー消費の約1%達成を目指し、太陽エネルギー、燃料電池、廃棄物エネルギー、バイオエネルギー、水力・地熱発電など新・再生エネルギーを開発・普及する。④エネルギー源の改善を目指し、小型熱併合発電システム、地域暖房、区域型電気供給事業などエネルギー新技術を導入している。

図3-2-1 Solar City計画の具体的指標

新エネルギー産業の育成	実証研究団地造成	集積化団地造成	関連事業誘致	研究開発支援
	1カ所→2カ所	2カ所→4カ所	4カ所→30カ所	10億ウォン→80億ウォン
エネルギー新技術の導入	小型熱併合発電システム	区域型集団エネルギー事業	エネルギー管理診断	エネルギー効率向上事業投資
	0カ所→8カ所	1カ所→10カ所	10カ所→100カ所	20億ウォン→60億ウォン
新・再生エネルギーの開発普及	Green Village造成	太陽熱/太陽光	焼却場の廃熱	ゴミ発電/燃料電池/水力
	1カ所→9カ所	31,970m ³ →85,000m ³ 1000kw→23000kw	44Gcal/h→88Gcal/h	2Mwh→8.1Mwh
エネルギーの保存・節約	エネルギー多消費事業場対策	高効率資機材の導入	自家発電協約	自転車専用道路
	22カ所→100カ所	60億ウォン→90億ウォン	22カ所→100カ所	30km→160km

(3) Solar City計画の推進

光州広域市では、Solar City造成の意志、目標及び自治体・市民・企業等の責務と協力事項を規定した「光州広域市太陽エネルギー都市条例」を2004年7月に公布、施行している。また、2004年10月に開催されたISES(The International Solar Energy Society)光州大会の開会式で、持続可能な都市発展追求意志とエネルギー及び二酸化炭素の削減目標を盛り込んだSolar City宣言を発表している。

また、Solar Cityの基盤施設拡充に関しては、現在次のような取り組みがおこなわれている。①整備した太陽エネルギー展示館において、1997年以降ビエンナーレ行事と連携し太陽エネルギーに関する市民体験の場を提供している。②太陽エネルギーのシステムの実用化のため、2011年まで実証研究団地を運営しており、現在23の企業が実証研究中である。③太陽光・太陽熱を利用したエネルギー自給自足型の住宅団地（111世帯）Green Villageを2005年に竣工している。④建物全体の需要エネルギーの約30%を太陽光、太陽熱、深夜電気で充当する太陽エネルギー試験住宅を2002年から竣工している。また公共の建物、学校などに新・再生エネルギー導入モデルを提供している。⑤市民教育・広報の場として活用する教育広報館を建設、実証研究団地、Green Village、試験住宅、青少年Energy Campなどと連携し、体験教育の場として活用している。

さらに、Solar City 計画の推進のためには次のような取組みも必要となっており、現在その推進が図られている。①年次別地域エネルギー事業計画の樹立と評価過程を経て所要財源を確保しているが、今後は地域戦略産業として集中育成し政府の地域基盤産業の指定を受けて所要財源を安定的に確保する。②自治体の主導下で新・再生エネルギーの普及拡大、インフラ構築などを推進しているが、地域内の産・学・研・官がネットワーク型に連結する「Solar City Center (仮称)」を構築運営していく。③試験事業を主とした新・再生エネルギーの普及事業では二酸化炭素削減目標の達成に限界があり、NGO などと連携し市民発電所の建設など自発的参加の雰囲気をつくっていく。

(4) Solar City 実現のための今後の展開

Solar City 実現のための今後の展開として、次のような計画が進められている。

1 つ目は、国際交流の活性化、新エネルギーの普及拡大、エネルギー革新試験都市の建設、観光資源化事業などを自治体が、新技術開発事業、開発技術実用化・使用化、専門人材養成事業を大学・研究所が、企業の総合育成、開発技術の産業化への協力を企業が行い、その3者が連携し合いネットワーク型に連結する「Solar City Center (仮称)」を構築し新エネルギー産業を育成する。

2 つ目は、新エネルギー産業の成功可能性担保、新エネルギー産業クラスターの活性化支援、韓国電力地方移転の成功的推進支援のため、新産業団地の構築、産業基盤の造成、研究開発インフラの整備、行政タウン・定住環境の造成を通して、21 世紀知識基盤社会の都市競争力の向上を図る「エネルギー革新都市」を建設するというものである。

2 地域航空会社「済州エアー」の設立・運営（済州道）

(1) 済州道の概要と地域航空会社設立推進の背景

済州道は、韓半島の南に位置し、人口約 56 万人、面積 1,848.2km²で道全体が島であり、海や山の豊かな自然に加え、穏やかな気候に恵まれているため、国内外の観光客が多く訪れる所となっている。

済州道にとって観光が重要な産業になっているが、島であるため、他地域と連結する主な交通手段を民間の大韓航空とアジアナ航空の2社に依存している状態である。そこで、新しいパラダイムと航空システム導入の必要性が生まれ、地域経済を発展させ国家均衡発展を実現するという意味もあり、現在済州道では、中小型の航空機を利用し韓国内の市場に直接接続する低費用・低運賃構造の地域航空社を設立する取組みが進められている。

(2) 推進上の問題とその克服

地域航空会社設立の推進にあたって問題となったのは、既存の航空会社からの牽制、初期の経済性・安全性に対する不安、政府の定期航空運送事業新規免許に対する否定的な見方などであった。

そこで、これらの問題を克服するため、済州道最高の人材プールシンクタンクである済州ネットピアネットワークを構成、マスコミ・インターネット・広報物などを通して、共通意識の形成に取り組んだ。そして、その成果もあり世論調査で道民の 80%以上の賛

成を得るなど道民・マスコミ・市民団体等の幅広い支持と協力を導き出し、地域航空設立に対する政府の協力雰囲気をつくったのである。

(3) 「済州エアー」の設立と運営

株式会社済州エアーは、韓国内の短距離路線につながる中小型の航空機を利用した低費用構造の定期航空会社として、2005年1月に設立登記された。設立前後の流れは図3-2-2のとおりであるが、第3セクター方式でつくり、当初の資本金は200億ウォン（済州道50億ウォン・愛敬グループ¹⁶150億ウォン）となっている。

実際の運行開始は2006年6月からの予定であるが、当初74人乗りターボプロップ航空機5台を導入、操縦士・客室乗務員・運行管理士など232人を採用し、済州－ソウル、済州－釜山、ソウル－釜山、ソウル－襄陽の4路線を運行する計画であり、航空運賃については既存の航空会社の70%に押さえるとしている。

また、済州エアーの運営を成功させるための戦略として、愛敬グループは民間専門経営の体系で経営の合理化を図り、済州道は行政的支援を行うという立場で、次のような内容の協約を締結している。①航空機の導入・人材採用・組織構成・会社運営などの経営自律化を図り、経営の安定化に取り組む。②航空運賃の引き上げ、運行路線変更時に事前協議することで公共性を確保する。③本社の済州道への設置、道民資本の参加、道民採用の優待などで地域発展に寄与する。この協約により、済州エアーは経済性と公共性の調和のとれた発展を目指す事業推進及び会社運営を行っていかうとしている。

図3-2-2 済州エアー設立前後の流れ

年 月	内 容
2004.09	済州道、事業パートナー公開募集の公告
2004.12	愛敬グループと済州道間で「済州地域航空社の設立に係る協約」締結
2005.01	株式会社「済州エアー」の設立
2005.02	ソウル事務所開所、運営準備タスクフォースチーム構成
2005.03	済州市に本社事務所開所
2005.07	定期航空運送免許の申請
2005.08	定期航空運送免許の取得
2005.09	「済州航空」に名称変更

(4) 今後の推進計画及び期待効果

済州航空¹⁷では現在2006年6月から航空機5台、4路線での運行開始に向けて、人材採用・教育訓練、電算・運行・整備システムの構築、運行証明の取得などに取り組んでいる。

¹⁶ 1985年に設立された油脂製品の製造会社の愛敬産業（株）を母企業とするグループ。愛敬産業（株）の2003年の総資産は1,854億ウォン。

¹⁷ 図3-2-2にあるとおり、当初「済州エアー」の名称で地域航空会社を設立したが、2005年9月「済州航空」に名称を変更した。

今後の計画としては、2008年度から航空機3台を追加導入し国内路線に投入する。中長期的には、国内のすべての路線に拡大運航し、証券市場にも上場する。そして、最終的には国際路線にまで拡大運航する計画である。

濟州航空の運航により期待される効果としては、観光需要の創出、雇用増大、観光産業及び国際自由都市インフラの構築、道民の自負心向上、国際的観光イメージの定着、多様な航空サービスニーズへの対応、航空路線の新設・拡大、地方空港の活性化による地域均衡発展、国内航空産業の発展など、地域経済を発展させ国家均衡発展を図ることが想定されている。

また経済的波及効果としては、売上げや付加価値の増大など航空産業で486億ウォン、着陸料・地上整備費・航空施設賃貸料など航空運送補助産業で45億ウォン、観光客の増大による観光関連産業の振興で3,244億ウォン、雇用創出1万6千人などが期待されている。

3 生薬草特化事業推進と営農法人の運営（江原道旌善郡）

（1）旌善郡の概要及び事業推進背景

旌善郡は、韓国の北東に位置する江原道の南部にある人口約4万6千人、面積1,220.67km²（うち86%が林野）の郡（日本の「町村」にあたる基礎自治体）である。また、鉄の埋蔵量が約100万トン（全国埋蔵量の57%）、石灰石の埋蔵量が約100億トン（全国埋蔵量の27%）など豊富な地下資源の開発潜在力を有する地域、少量多品種の環境にやさしい農・林産物の生産適地であり、天恵の自然景観をもつ観光開発の適地、江原道南部の高原リゾート観光先導地域でもある。

旌善郡は、気温の日較差や高度差が大きく、色と香り、成分の良い生薬草の生産適地であるため、山地型薬草の栽培に適している。このような条件から、自生の薬草も豊富であり、キバナオギの生産量が全国2位、ツルニンジンの生産量が全国3位と生薬草の特化基盤も形成されている。

しかし、単純加工の韓薬材料の流通、関連産業と経済基盤の弱さ、生薬草のブランドマーケティングの欠如、高冷地野菜等代替作物の開発などから、これまで生薬草への地域特化には限界があった。そこで、現在進められているのが、地域の特性をいかした生薬草特化事業である。

（2）生薬草特化事業の内容

旌善郡では、生薬草の産業クラスター構築により、関連産業を旌善郡の代表的特化産業に育成し、「白頭山脈薬草のくに」をつくることを事業ビジョンとしている。また、その実現に向けて、①生薬草栽培を複合産業化し農村所得基盤の高度化を図る。②安定的な地域所得基盤により農村の定住基盤をつくる。③地域観光資源と連携し地域経済の活性化を図るとしている。

事業構成は、生薬草の栽培地の拡充、生薬草の食品開発・生産、生薬草体験むらの育成、生薬草のブランドマーケティングの連係により、「白頭山脈薬草のくに」を構築するという形になっており、事業推進の状況は次のとおりである。

まず1つ目は、新活力事業の効率的推進・時期的適切性を図り、新活力事業チーム・農業発展協議会・地域革新協議会からなる生薬草特化産業事業団を構成・運営する。そして、その生薬草特化産業事業団を中心にして、栽培農家、大学等の研究機関、韓国食品開発院等の関連企業、行政機関、新聞社等のマスコミ、地域・職能団体等の社会団体などとのネットワークを構築する。

2つ目は、生薬草の特化地域づくりを成功モデルとして育成し、集団栽培団地を造成するための「白頭山脈薬草のくに」営農組合法人の設立に向け、2005年6月法人設立推進委員会を構成、同年8月には営農組合法人を設立している。営農組合法人は今後、試験栽培及び展示畑づくり、大規模な薬草景観群生地づくり、体験プログラムの運営などに取り組んでいく予定である。

3つ目は、農家所得の向上を目的とした生薬草の健康機能食品開発で、マンシュウウコギの果実を利用したワインの生産、マンシュウウコギ果実の成分分離や定量分析研究、旌善産のヒカゲツルニンジン・カブ等の有効成分分析研究などに取り組んでいる。また今後は、薬膳料理・宮中料理・ホテル料理及び一般飲食店・家庭向けの生薬草を利用した健康料理の開発普及、ハマカンギク等の機能性抽出・試作品の生産などに取り組んでいく計画である。

4つ目は、安定的な生薬草の生産、原料需給及び生産基地化を図るため、キバナオギ・トウキ・ヒカゲツルニンジンなど16種に対し、1ha当たり1,000千ウォンを支援している。

5つ目は、韓国で最高の生薬草ブランド価値を創出するため、提案を公募、研究機関を選定して、生薬草の共同ブランド及び包装デザイン開発に取り組んでいる。また、地域の代表作物である旌善産キバナオギの優秀性を証明するため、生産者団体をつくり地理的表示制¹⁸の登録を準備している。

(3) 事業推進の問題と期待効果

生薬草特化事業を推進するにあたって、いくつか問題点があったが、それぞれに対し、次のような対策がとられている。

1つ目の問題は、事業を推進する先導組織がないことであったが、これに対しては、生薬草特化事業団など先導組織を構成し拡散させるという対策がとられている。2つ目の問題は、生産力拡大による販路保証であったが、これに対しては、農協の契約栽培及び全部買い受けを推進するという対策に取り組んでいる。3つ目の問題は、値段の安い薬材料の輸入増加により価格が不安定であったが、生薬草ブランドの開発、地理的表示制の登録、輸入品との差別化戦略の推進などに取り組んでいる。

生薬草特化事業で期待される効果としては、①生産センター売上額の上昇による地域経済の活性化、②廃鋳勤労者を対象とした雇用の創出及び人口の増加、③生薬草関連の2次3次産業基盤づくりによる生薬草の付加価値向上、④薬草体験観光客など観光客の増加などがあげられている。

¹⁸ 特定地域の優れた農産物とその加工品に地域名を表示できるようにし、生産者と消費者を保護する制度。1999年に法規が整備されている。

4 映像産業を通じた地域価値の革新（全羅南道莞島郡）

（1）莞島郡の概要

莞島郡は、韓国の南に位置する全羅南道の中でも南にある人口約6万1千人、面積392.68km²、韓国本土と橋で繋がる莞島を始め有人無人あわせて201の島からなる郡である。

文化観光資源、特に美しい自然景観に恵まれてはいるが、水産資源保護区域や自然公園地域に指定されているため開発に制約が多く、大都市とのアクセスが不便なため投資や観光客誘致が難しいという問題を抱えている地域でもある。

そういった条件の中で取り込まれたのが、次から見ていく、9世紀頃莞島を拠点とし北東アジア貿易に活躍した張保臯¹⁹をモデルにしたドラマ「海神」のセット場誘致事業である。

（2）ドラマ「海神」のセット場誘致事業の推進

ドラマ「海神」のセット場誘致事業の推進背景としては、①沈滞した地域経済の活性化、②張保臯の神聖化、③海洋観光としての一等地実現、④張保臯に対する歴史的な再注目により、莞島の付加価値を創出することがあげられている。

事業は、韓国放送公社（KBS）が製作するドラマ「海神」セット場を誘致するもので、3万坪の敷地に各種セットを整備、事業費全体として150億ウォンの経費がかかっている。なお、その内訳はKBSが100億ウォン、全羅南道が25億ウォン、莞島郡が25億ウォンとなっている。

ドラマ「海神」は、2004年11月から2005年5月まで韓国内で放送され平均視聴率34%という大ヒットドラマとなったが、そのセット場誘致に関しては当初から問題があった。莞島郡のドラマ「海神」セット場誘致に対するKBSの当初の立場が、ソウルとの距離が遠く、出演者の送迎や撮影に不便、海藻類の養殖場・電信柱など撮影の障害になるものが多いなどの理由から、莞島にセット場を置くのは難しいとのものであったのである。

それに対し莞島郡では、①80の機関・社会団体などが「汎郡民の海神セット場誘致委員会」をつくり誘致を訴える。②出演者のヘリ輸送、撮影障害物の撤去など撮影障害要因の解決方法を提示する。③莞島郡・海洋水産部・（財）張保臯記念事業会が共同対応するなどの戦略をとった。そして、その甲斐あって2003年11月にドラマ「海神」セット場の誘致が確定したのである。

（3）事業推進の問題と波及戦略

誘致が確定したあと実際にセットを整備する際にも、いろいろな問題があったが、次のような対応でそれぞれの問題を克服している。

①セット場建築の追加事業費30億ウォンを確保できず中断しかけたが、民間資本の誘致で乗り越えた。②養殖施設物の撤去により住民から15億ウォンの補償を求められ

¹⁹ 張保臯（790年頃～840年頃）は統一新羅時代、現在の全羅南道莞島郡に拠点を置き、唐・日本と手広く交易活動を行った人物。張宝高とも書く。

たが、協議を重ね住民の協力で解決した。③船舶等ドラマの道具の負担について、漁船を改修するなど既存のものの再活用で対応した。④宗教施設の使用については反対があったが、説得し無償使用の了解を得た、などである。

また、この事業を莞島郡の発展に波及させるため、次のような戦略もとっている。

①2005 年を「莞島訪問の都市」としドラマ「海神」のセット場誘致などにより目標 500 万人の観光需要を創出する。②ドラマを通じた観光莞島イメージの広報効果を最大化すること、また「海神」放映を記念した KBS の音楽番組を開くことなどで、莞島のイメージを向上させる。③地方費の負担が大きいため未実施の南海岸観光ベルト事業の 1 つである「張保臯神聖化事業」の代替事業として位置づけ、その PR 効果により張保臯のイメージアップを図る。④莞島だけで見ることのできる唯一の競争力あるセット場として差別化を図り、半永久的施設として活用する。

(4) 事業推進の成果と今後の計画

ドラマ「海神」のヒットもあり、事業推進の成果は大きく、①2005 年の観光客数は、2005 年 8 月現在 320 万人と 8 月時点で 2004 年の 3 倍以上の伸びとなった。②観光客の増加に伴い、宿泊業や飲食店、特産品の販売も業績を伸ばした。③莞島郡へのホームページアクセスが、「海神」放送前は 1 日当たり 1,200 人であったが、放送後は 1 日当たり 3,400 人に増加した。また、「莞島」の知名度があがることにより、遠足やスポーツ大会の開催、農水産物の販売促進にも好影響が出た。④事業を通じた郡民意識の高揚により、ボランティアに積極参加するなど郡民の自律参加が広まっている。また、韓国内で莞島郡との姉妹提携要請が増えるなど、莞島郡のブランド価値が高まった。⑤「莞島＝張保臯」という国民的認識が高められ、張保臯に関して再びスポットライトが当たった。⑥莞島が韓国観光公社の最も行く価値のある場所を選定され、「海神」セット場が全羅南道の新規観光地に指定された。⑦セット場の建設などに全国公募で事業者を選定し民間資本の誘致を実現できた等様々な成果が見られた。

また、今後のセット場の活用計画としては、①広報映像館・体験学習場などを造成し、海外からの観光客訪問に備え、セット場一円の観光特区化を進める。②他のドラマ撮影地として積極的に活用する。③「清海鎮遺跡」を復元し、記念館・張保臯の銅像・海上王国テーマパークをつくる。④農水産物販売センターを新築、大都市に常設直売場を開設する等、農水特産物の販売促進と連係することなどが挙げられている。

(参考) 国家均衡発展特別法

[制定 2004.1.16 法律 7061 号]

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法は地域間の不均衡を解消し、地域革新及び特性に合った発展を通して、自立型の地方化を促進することにより、全国が個性あるように、またもれなく良い生活ができる社会をつくるのに貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「国家均衡発展」とは、地域間の発展の機会均等を促進して地域の発展力量を増進することによって、生活の質を向上し持続可能な開発を図り、国家競争力を強化することをいう。
2. 「地域革新」とは、地域の人的資源開発・科学技術・産業生産・起業支援などの分野で、地域別条件と特性により地域の発展力量を創出・活用・拡散させることをいう。
3. 「地域革新体系」とは、地域革新のため大学・企業・研究所・地方自治体・非営利団体などの活動の相互関係や相互協力を促進するための支援体系をいう。
4. 「地域戦略産業」とは、地域発展と国家均衡発展に寄与度が高い地域の産業として第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により選ばれた産業をいう。
5. 「落後地域」とは、次の各目の 1 つに該当する地域をいう。
 - ア. 辺境地開発促進法第 2 条の規定による辺境地
 - イ. 島嶼開発促進法第 4 条第 1 項の規定による開発対象島嶼
 - ウ. 接境地域支援法第 2 条第 1 号の規定による接境地域
 - エ. 地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律第 9 条第 1 項の規定による開発促進地区
 - オ. その他生活環境が劣悪で開発水準が顕著に低調な地域として大統領令が定める地域
6. 「農山漁村」とは、農漁村整備法第 2 条第 1 号の規定による農漁村と山林基本法第 3 条第 2 号の規定による山村をいう。
7. 「公共機関」とは、中央行政機関、政府投資機関管理基本法第 2 条の規定による政府投資機関、その他公共団体の中で大統領令が定める機関をいう。

第 3 条(国家及び地方自治体の責務) 国家および地方自治体は国家均衡発展を促進するために必要な予算を確保し、関連施策を樹立・推進しなければならない。

第2章 国家均衡発展計画等

第4条(国家均衡発展計画の樹立)①政府は国家均衡発展を促進するため、第5条第1項の規定による部門別国家均衡発展計画案と第6条の規定による地域革新発展計画を基礎にして、5年を単位とする国家均衡発展計画(以下「国家均衡発展計画」という。)を樹立する。

②国家均衡発展計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 国家均衡発展の目標に関する事項
2. 地域革新体系の構築及び活性化に関する事項
3. 地域戦略産業の育成に関する事項
4. 地方大学の育成及び地域の人的資源開発に関する事項
5. 地域の科学技術振興に関する事項
6. 地域の情報化促進及び情報通信の振興に関する事項
7. 地域の文化・観光育成に関する事項
8. 地域金融活性化など地域経済活性化に関する事項
9. 落後地域および農山漁村の開発促進に関する事項
10. 公共機関などの地方移転に関する事項
11. 投資財源の調達に関する事項
12. その他国家均衡発展のために必要な事項

③国家均衡発展計画は、予算会計法第16条第1項の規定による中・長期財政運用計画と連係しなければならない。

④国家均衡発展計画は、閣僚会議の審議を経て大統領の承認を得なければならない。樹立された国家均衡発展計画を変更する時もまた同じである。

⑤国家均衡発展計画の樹立手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第5条(部門別国家均衡発展計画案および施行計画の樹立)①中央行政機関の長は、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事(以下「市・道知事」という。)と協議して、部門別国家均衡発展計画案を樹立する。

②中央行政機関の長は、第1項の規定による部門別国家均衡発展計画案の樹立において、第6条第1項の規定による地域革新発展計画を考慮しなければならない。

③中央行政機関の長は、国家均衡発展計画を施行するため、毎年部門別国家均衡発展施行計画(以下「部門別施行計画」という。)を樹立・施行しなければならない。

④中央行政機関の長は、大統領令が定めるところにより部門別国家均衡発展計画案、前年度の部門別施行計画の実績と当該年度の部門別施行計画を第22条の規定による国家均衡発展委員会に提出しなければならない。

⑤部門別国家均衡発展計画案及び部門別施行計画の樹立手続きなどに関し、必要な事項は大統領令に定める。

第6条(地域革新発展計画の樹立など)①市・道知事は、当該市・道の革新力量を強化し、特性ある発展のために5年を単位とする地域革新発展計画(以下「地域革新発展計画」という。)を樹立しなければならない。この場合第28条の規定による地域革新協議会の審議を経なければならない。

②地域革新発展計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 地域革新発展の目標に関する事項
2. 地域の現況及び発展力量の分析に関する事項
3. 地域革新のための条件改善及び基盤造成に関する事項
4. 地域革新のための施策と事業推進に関する事項
5. 地域革新のための投資財源の調達に関する事項
6. その他地域革新のために必要な事項

③第1項の規定に関わらず、2つ以上の市・道知事は共同で2つ以上の管轄区域を対象とする地域革新発展計画を樹立することができる。

④市・道知事は地域革新発展計画を樹立する場合、大統領令が定める重要事項に対し、関係中央行政機関の長及び当該市・道管轄区域の市・郡・区(自治区をいう。以下同じ。)の市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)と協議しなければならない。

⑤市・道知事は、地域革新発展計画を樹立した場合、これを関係中央行政機関及び第22条の規定による国家均衡発展委員会に提出しなければならない。

⑥市・道知事は、第4条第4項の規定により確定した国家均衡発展計画に適合するように、当該市・道の地域革新発展計画を修正・補完しなければならない。この場合、修正・補完しなければならない事項が、大統領令が定める重要事項に該当する時には、第28条の規定による地域革新協議会の審議を経なければならない。

⑦市長・郡守・区庁長は第4項の規定による市・道知事の協議などに応じるため、当該市・郡・区の地域革新発展に関する計画を樹立することができる。

第7条(地域革新発展施行計画の樹立など)①市・道知事は地域革新発展計画を施行するため、毎年施行計画(以下「地域革新発展施行計画」という。)を樹立・施行しなければならない。

②市・道知事は、大統領令が定めるところにより、前年度の地域革新発展施行計画の実績と当該年度の地域革新発展施行計画を関係中央行政機関及び第22条の規定による国家均衡発展委員会に提出しなければならない。

第8条(施行計画の協議・調整)中央行政機関の長または市・道知事は、他の中央行政機関の部門別施行計画または市・道の地域革新発展施行計画の施行が、当該中央行政機関または市・道の施行計画の施行に支障をきたしたり、きたす恐れがあると認める時には大統領令が定めるところにより、相互協議・調整しなければならない。この場合、中央行政機関の長または市・道知事は、第22条の規定による国家均衡発展委員会の

意見を聞くことができる。

第9条(施行計画の評価)①政府は部門別の施行計画及び地域革新発展施行計画などの推進実績を評価しなければならない。

②第1項の規定による評価基準及び評価方法などに関し必要な事項は大統領令で定める。

第3章 国家均衡発展施策の推進

第10条(地域革新体系の構築)国家及び地方自治体は、地域の条件と特性に適合した地域革新体系を構築するため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域革新体系の類型開発に関する事項
2. 産・学・研協力の活性化に関する事項
3. 地域革新のための専門人材の養成に関する事項
4. 技術及び企業経営に対する支援機関の拡充に関する事項
5. 大学・企業・研究所・非営利団体・地方自治体などの交流・協力の活性化に関する事項
6. 地域革新関連事業の調整及び連係運用に関する事項
7. その他地域革新体系の構築及び活性化のために必要な事項

第11条(地域戦略産業の選定及び育成)①市・道知事は、関係中央行政機関の長、管轄区域の市・郡・区の市長・郡守・区庁長と協議し、次の各号の要件を充足する産業を当該市・道の地域戦略産業に選定しなければならない。

1. 国家の成長潜在力と経済成長への寄与度が高い産業
2. 地域革新体系の構築及び活性化に中心的役割をする産業
3. 地域の革新力量を効率的に活用できる産業

②第1項の規定に関わらず、2つ以上の市・道知事は、共同で当該2つ以上の市・道の管轄区域を対象にする地域戦略産業を選定することができる。

③国家及び地方自治体は、地域戦略産業を育成するため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域戦略産業の構造高度化及び投資誘致の促進に関する事項
2. 地域戦略産業の集積及び活性化に関する事項
3. 地域戦略産業の発展及び革新のための基盤拡充に関する事項
4. 地域戦略産業の育成に必要な産業立地基盤施設などの拡充に関する事項
5. その他地域戦略産業の育成のために必要な事項

第12条(地方大学の育成など)国家及び地方自治体は、地方大学(首都圏整備計画法第2条第1号の規定による首都圏ではない地域に所在する高等教育法第2条各号の規定に

よる大学をいう。以下同じ。)の発展と地域発展に必要な優秀人材の養成のため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地方大学と産業界間の産・学協同を通じた雇用促進に関する事項
2. 地方大学卒業生に対する採用奨励制の導入に関する事項
3. 地方大学の優秀卒業人材の地域定着のための支援に関する事項
4. 地域の人的資源開発及び産・学・研協力事業の活性化に関する事項
5. その他地方大学の育成及び地域の人的資源開発に必要な事項

第 13 条(地域科学技術の振興) 国家及び地方自治体は、地域革新に必要な科学技術の振興のため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域の科学技術機関の育成に関する事項
2. 地域革新のための研究開発の促進に関する事項
3. 地域の研究開発人材の拡充など科学技術力量の向上に関する事項
4. その他地域科学技術の振興のために必要な事項

第 14 条(地域の情報化促進及び情報通信の振興) 国家及び地方自治体は、地域の情報化促進と情報通信の振興のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域間の情報格差の解消に関する事項
2. 地域の情報通信育成及び基盤拡充に関する事項
3. 地域の住民生活の情報化に関する事項
4. 地方自治体及び公共機関の情報化基盤育成及び拡充に関する事項
5. その他地域の情報化促進及び情報通信振興のために必要な事項

第 15 条(地域文化・観光の育成) 国家及び地方自治体は、地域の文化及び観光の発展のため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域の文化及び観光資源の開発・基盤造成に関する事項
2. 地域の文化及び観光と関連した専門人材の養成に関する事項
3. 地域の文化及び観光産業の活性化に関する事項
4. その他地域の文化及び観光の発展のために必要な事項

第 16 条(落後地域及び農山漁村の開発) 国家及び地方自治体は、落後地域及び農山漁村の生活環境を改善し、地域の特性ある発展のため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 交通網など地域社会基盤施設の拡充に関する事項
2. 住民の所得創出基盤の拡充に関する事項
3. 特性ある郷土資源の開発及び活用に関する事項
4. その他落後地域及び農山漁村の開発のために必要な事項

第 17 条(地域経済活性化の促進) 国家及び地方自治体は、雇用創出及び地域経済の活性化のため、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域の雇用創出及び失業解消に関する事項
2. 地域金融活性化に関する事項
3. 地域の物流業及び流通業の発展に関する事項
4. 地域の投資誘致活動の支援に関する事項
5. その他地域経済の活性化のために必要な事項

第 18 条(公共機関の地方移転) ①政府は公共機関の首都圏集中を抑制し、地域の特性ある発展のために首都圏に所在している公共機関の中で大統領令が定める機関(以下、この条で「移転対象公共機関」という。)を段階的に地方移転(首都圏でない地域への移転をいう。以下同じ。)するための公共機関地方移転施策(以下、「公共機関地方移転施策」という。)を推進しなければならない。

②政府は、公共機関地方移転施策を推進しようとする場合には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 地方自治体の誘致計画及び支援に関する事項
2. 移転対象公共機関別の地方移転計画に関する事項
3. その他国家均衡発展のために必要な事項

③関係中央行政機関の長、地方自治体の長及び移転対象公共機関の長は、公共機関地方移転施策により、公共機関別地方移転計画の樹立など公共機関の移転に関して必要な措置を施行しなければならない。

④国家及び地方自治体は、公共機関が地方移転する場合、移転する公共機関及びその従事者に対し、財政的・行政的支援及び生活環境の改善などに関する支援をすることができる。

第 19 条(企業及び大学の地方移転) ①国家及び地方自治体は、首都圏の中で市・郡・区別の人口過密・産業立地・産業集積などを考慮して大統領令が定める地域に所在する企業が地方移転する場合、財政的・行政的事項などに関する支援をすることができる。

②国家及び地方自治体は、首都圏(落後地域を除く。)に所在している大学が地方移転する場合、財政的・行政的事項などに関する支援をすることができる。

③第 1 項及び第 2 項の規定による支援の対象及び手続きなど細部的事項は大統領令で定める。

第 20 条(地域発展投資協約の締結など) ①国家と地方自治体は、国家均衡発展のための事業を共同で推進するため、事業内容及び投資分担などが含まれた地域発展投資協約(以下「地域発展投資協約」という。)を締結することができる。

②国家及び地方自治体は地域発展投資協約による事業を推進するため、毎年必要な予算の編成など協約の履行のための措置をしなければならない。

③地域発展投資協約の締結などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 21 条(国家均衡発展計画に関する年次報告)①政府は国家均衡発展の主要施策に関する報告書を作成し、毎年定期国会の開会前までに国会に提出しなければならない。

②第 1 項の報告書には、次の各号の内容が含まなければならない。

1. 国家均衡発展計画の樹立と管理
2. 国家均衡発展に関し、推進された施策と推進しようとする施策
3. 地域革新体系の構築現況
4. 地域戦略産業の育成現況
5. 地方大学の育成などの現況
6. 地域科学技術の振興現況
7. 地域の情報化促進及び情報通信振興現況
8. 地域文化・観光の育成現況
9. 落後地域及び農山漁村の開発現況
10. 地域経済活性化の促進現況
11. 公共機関などの地方移転現況
12. その他国家均衡発展に関する重要事項

第 4 章 国家均衡発展委員会等

第 22 条(国家均衡発展委員会の設置)①国家均衡発展の効率的推進のための関連重要政策について、大統領の諮問に応じるため、大統領所属下に国家均衡発展委員会(以下「委員会」という。)を置く。

②委員会は次の各号の事項を審議する。

1. 国家均衡発展の基本方向と関連政策の調整に関する事項
2. 国家均衡発展計画に関する事項
3. 部門別国家均衡発展計画案及び部門別施行計画に関する事項
4. 地域革新発展計画及び地域革新発展施行計画に関する事項
5. 国家均衡発展施策及び事業の管理・評価に関する事項
6. 地域発展投資協約の締結及び運営に関する事項
7. 国家均衡発展特別会計の運用に関する事項
8. 公共機関などの地方移転に関する事項
9. 首都圏の競争力強化など首都圏管理の基本方向に関する事項
10. その他国家均衡発展と関連し必要な事項として委員長が付議する事項

第 23 条(組織)①委員会は委員長 1 人を含む 30 人以内の委員で構成し、委員は当て職委員と委嘱委員で構成する。

②当て職委員は、産業資源部長官、企画予算処長官、その他に大統領令が定める中央行

政機関の長とする。

③委嘱委員は次の各号の1つに該当する者の中で大統領が委嘱する者とする。

1. 地方自治法第154条の2の規定による協議体の代表者が推薦した者
2. 国家均衡発展に関する学識と経験が豊富な者

④委員長は委嘱委員の中から大統領が委嘱する。

⑤委嘱委員は20人以内とし、委嘱委員の過半数は、委嘱日現在1年以上首都圏ではない地域に住所を置いた者でなければならない。

⑥委嘱委員の任期は2年とするが、再任することができる。ただし、委員の辞任などにより新しく委嘱された委員の任期は前任委員の残余任期とする。

⑦委員会に幹事1人を置き、幹事は第26条の規定による国家均衡発展企画団の団長になる。

⑧委員会の構成・運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第24条(関係機関などへの協調要請) 委員会はその職務を遂行するため、必要な時には関係公務員または関係専門家を委員会に参加させるようにして、意見を聞いたり、関係機関・法人・団体などに対し資料及び意見の提出など必要な協力を要請できる。

第25条(役・職員の派遣要請など) ①委員会は、その業務遂行のために必要な時には関係行政機関所属の公務員及び関係機関・法人・団体などの役・職員の派遣または兼任を要請することができる。

②委員会はその業務遂行のために必要な時には、関連分野の専門家を契約職公務員として置くことができる。

第26条(国家均衡発展企画団) ①委員会の事務を処理するため、委員会所属下に国家均衡発展企画団を置く。

②国家均衡発展企画団の構成及び運営に関し必要な事項は大統領令に定める。

第27条(国家均衡発展支援団など) ①国家均衡発展企画団の業務を支援し、市・道知事が地域革新発展計画を効果的に樹立・施行できるよう、産業資源部に国家均衡発展支援団(以下「支援団」という。)を、その他の中央行政機関(大統領所属機関及び国務総理所属機関を含む。)に国家均衡発展支援チームを置くことができる。

②支援団は関係中央行政機関及び委員会などとの協議を経て、第21条の規定による年次報告書を作成しなければならない。

第28条(市・道地域革新協議会の設置など) ①市・道に次の各号の事項を審議するため、市・道地域革新協議会(以下、この条で「市・道協議会」という。)を置く。

1. 地域革新発展計画の樹立に関する事項
2. 当該地域の国家均衡発展の重要事項についての協議・調整に関する事項

3. その他市・道協議会の議長が付議する事項

- ②市・道協議会は、議長1人と地域革新に関する学識と経験が豊富な者の中から、市・道知事が委嘱する委員で構成する。
- ③議長は委員の中から互選する。
- ④市・道協議会の効率的運営のため、分科協議会を設置することができる。
- ⑤市・道協議会と分科協議会の構成及び運営に必要な事項は大統領令で定める。
- ⑥市・道協議会の業務を処理するため、事務機構を置くことができる。
- ⑦2つ以上の市・道知事が相互協力して、2つ以上の管轄区域を対象にする地域革新発展計画を樹立し、推進しようとする場合には共同で地域革新協議会を運営できる。

第29条(市・郡・区地域革新協議会の設置など)①市・郡・区に次の各号の事項を審議するため、市・郡・区地域革新協議会(以下、この条で「市・郡・区協議会」という。)を置くことができる。

- 1. 当該地域革新発展計画の樹立に関する事項
- 2. 当該地域の国家均衡発展の重要事項の協議・調整に関する事項
- 3. その他市・郡・区協議会の議長が付議する事項

②第28条第2項ないし第7項の規定は市・郡・区協議会の構成などに関し、これを準用する。

第5章 国家均衡発展特別会計

第30条(国家均衡発展特別会計の設置)国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域開発及び地域革新のための事業を地域の特性及び優先順位により効率的に推進するため、国家均衡発展特別会計(以下「会計」という。)を設置する。

第31条(会計の管理・運用)①会計は企画予算処長官が管理・運用する。

- ②会計の予算は、中央行政機関の組織別に区分することができる。
- ③歳出予算の配分・資金運営・決算、その他会計の管理・運用に関して必要な事項は大統領令で定める。

第32条(勘定の区分)会計は、地域開発事業勘定と地域革新事業勘定に区分する。

第33条(所属財産)①次の各号の土地は会計の地域開発事業勘定所属の財産とする。

- 1. 開発利益還収に関する法律により、開発負担金として物納を受けた土地
- 2. 国土の計画及び利用に関する法律第122条及び第123条の規定により、国家が買収した土地
- 3. その他他の法律の規定により会計の財産に帰属する土地

②第1項の規定による会計の財産は第31条第1項の規定に関わらず、関係中央行政機

関の長が管理・運用する。

- ③第2項の規定による関係中央行政機関の長は、第1項の規定による会計の財産を大統領令が定めるところにより、賃貸(使用貸借を含む。)したり交換・譲与・売却などの処分をすることができる。

第34条(地域開発事業勘定の歳入・歳出)①会計の地域開発事業勘定の歳入は、次の各号のとおりである。

1. 酒税法による酒税の100分の80
2. 首都圏整備計画法第16条の規定により、会計に帰属する過密負担金
3. 開発利益還収に関する法律第4条第1項の規定により、会計に帰属する開発負担金
4. 開発制限区域の指定及び管理に関する特別措置法第25条第1項の規定により、会計に帰属する開発制限区域毀損負担金
5. 農漁村構造改善特別会計法第4条第2項第3号の2及び第4条の2第2項第2号の2の規定により、会計に繰入される繰入金
6. 農漁村特別税管理特別会計法第3条第2項第4号の規定により、会計に繰入される繰入金
7. 自動車交通管理改善特別会計法第4条第1項第8号の2の規定により、会計に繰入される繰入金
8. 公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預り金
9. 一般会計または他の特別会計からの繰入金
10. 会計の地域革新事業勘定からの繰入金
11. 第2項第9号の規定による融資金の元利金
12. 第33条第1項の規定による会計の所属財産の賃貸料及び売却代金
13. 第37条第1項の規定による一時借入金
14. 第45条の規定による前年度決算上の剰余金
15. その他他の法律の規定により会計に帰属する収入金

②会計の地域開発事業勘定の歳出は、次の各号のとおりである。

1. 地方自治体の次の各目の事業に対する補助
 - ア. 落後地域及び農山漁村の開発関連事業
 - イ. 地域社会基盤施設の拡充及び改善関連事業
 - ウ. 地域の文化・芸術及び観光資源の開発及び拡充関連事業
 - エ. 地域の雇用創出など地域経済活性化に関する事業
 - オ. 地域の特性ある郷土資源の開発及び活用に関する事業
 - カ. その他大統領令が定める事業を除いた地方自治体の補助事業
2. 開発制限区域の指定及び管理に関する特別措置法第25条第2項各号の1つに該当する事業に必要となる経費
3. 国家均衡発展と関連し、地域開発を促進するための調査・研究事業に必要な経費
4. 公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預り金の元利金償還

5. 第 33 条第 1 項の規定による所属財産の管理・運営に必要な経費
 6. 第 37 条第 1 項の規定による一時借入金の元利金償還
 7. 勘定の管理・運営に必要な経費
 8. 会計の地域革新事業勘定への転出金
 9. その他地域開発及び土地管理に関し大統領令が定める事業への資金の融資など所要経費の支援
- ③第 2 項第 9 号の規定による融資の対象・条件及び手続きに関し必要な事項は大統領令で定める。

第 35 条(地域革新事業勘定の歳入・歳出)①会計の地域革新事業勘定の歳入は、次の各号のとおりである。

1. 酒税法による酒税の 100 分の 20
2. 企業予算会計法による通信事業特別会計からの繰入金
3. 公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預り金
4. 一般会計または他の特別会計からの繰入金
5. 会計の地域開発事業勘定からの繰入金
6. 第 2 項第 1 号ないし第 6 号及び第 12 号の規定による融資金の元利金
7. 第 37 条第 1 項の規定による一時借入金
8. 第 45 条の規定による前年度決算上の剰余金
9. その他他の法律の規定により会計に帰属する収入金

②会計の地域革新事業勘定の歳出は、次の各号のとおりである。

1. 地域革新体系の構築及び活性化関連事業に対する出捐・補助または融資
2. 地域戦略産業の育成関連事業に対する出捐・補助または融資
3. 地方大学の育成及び地域人的資源の開発関連事業に対する出捐・補助または融資
4. 地域の科学技術の振興及び特性化関連事業に対する出捐・補助または融資
5. 地域の情報化の促進及び情報通信の振興に関する事業に対する出捐・補助または融資
6. 公共機関・企業及び大学など人口集中誘発施設の地方移転に関する事業に対する融資など所要経費の支援
7. 地域の均衡発展と関連し、地域革新を促進するための調査・研究事業に必要な経費
8. 公共資金管理基金法による公共資金管理基金からの預り金の元利金償還
9. 第 37 条第 1 項の規定による一時借入金の元利金償還
10. 勘定の管理・運営に必要な経費
11. 会計の地域開発事業勘定への転出金
12. その他地域革新に関する事業として大統領令が定める事業の施行に必要な資金の融資など所要経費の支援

③第 2 項第 1 号ないし第 6 号及び第 12 号の規定による融資の対象・条件及び手続きに関し、必要な事項は大統領令で定める。

第 36 条(一般会計または他の特別会計からの繰入) 会計の収入をもって会計に属する経費の全部を用意できない時には、その不足額の全部または一部を一般会計あるいは他の特別会計からの繰入金で充当することができる。

第 37 条(一時借入金) ①会計は、資金が一時的に不足した時には、会計の負担で一時借入ができる。

②第 1 項による一時借入金の元利金は、当該会計年度内に償還しなければならない。

第 38 条(予算編成手続き上の特例) ①企画予算処長官は、予算会計法第 25 条第 2 項の規定による予算案編成指針を作成する時には、会計の予算の特殊性が反映されるよう、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長の意見を聞かなければならない。

②地方自治体の長は、大統領令が定めるところにより第 34 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の規定による事業に対する次年度の予算申込書を作成し、毎年 4 月 30 日までに関係中央行政機関の長及び委員会に提出しなければならない。

③中央行政機関の長は、大統領令が定めるところにより、第 2 項の規定による地方自治体の予算申込書及び委員会の意見を基礎に作成した次年度の予算要求書を毎年 5 月 31 日までに企画予算処長官に提出しなければならない。

④企画予算処長官は会計の予算編成に関し、委員会の意見を聞かなければならない。

第 39 条(歳出予算の差等支援) ①政府は会計の歳出予算を編成するにあたり、地方自治体の財政状況及び第 9 条第 1 項の規定による評価結果などを考慮し、大統領令が定める基準により、支援規模・補助费率などにおいて差等を付けることができる。

②政府は 2 つ以上の地方自治体の管轄区域に効果が及ぶ事業を、当該地方自治体が共同で推進する場合には、当該事業に必要な経費を予算編成時に優先的に反映することができる。

第 40 条(類似事業に対する歳出予算の統合編成) 政府は会計の歳出予算を編成するにあたり、事業目的が同じ多数の類似事業に対する予算を、大統領令が定めるところにより 1 つの事業として統合し、包括的に支援することができる。

第 41 条(予算の重複申請などの禁止) 中央行政機関の長及び市・道知事は、第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定により予算を要求したり申請した事業、またはそれと類似の事業に対しては企画予算処長官または中央行政機関の長に重複して予算を要求したり申請してはいけない。ただし、国家施策の遂行上止むを得ない場合として大統領令が定める場合は除く。

第 42 条(予算の流用)①中央行政機関の長は、予算会計法第 37 条の規定に関わらず、予算執行上必要な場合または地方自治体の長の要請がある場合には、大統領令が定めるところにより会計の所管部処別歳出予算の総額の範囲内で各科目相互間に流用することができる。

②中央行政機関の長は、第 1 項の規定により地方自治体の長の要請がある時には、大統領令が定める場合に該当しない限りこれに応じなければならない。

③中央行政機関の長は、第 1 項の規定により予算を流用した時には、科目別金額及び理由を明示した明細書を財政経済部長官・企画予算処長官及び監査院に送付しなければならない。

第 43 条(予算の繰越)①会計は、歳出予算の中で止むを得ない事由で当該会計年度内に支出しないものは、予算会計法第 38 条第 1 項の規定に関わらず、大統領令が定めるところにより、会計の所管部処別歳出予算の総額範囲内で次年度に繰り越して使用することができる。

②中央行政機関の長は、第 1 項の規定により歳出予算を繰り越す時には、当該年度の 12 月 31 日現在を基準として繰越使用し、次年度の 1 月 31 日までに繰越明細書を財政経済部長官・企画予算処長官及び監査院に送付しなければならない。

③企画予算処長官は、歳入徴収状況などを考慮して必要だと認める時には、財政経済部長官と協議して、あらかじめ第 1 項の規定による歳出予算の繰越使用を制限するための措置をとることができる。

第 44 条(補助金に対する他の法律の適用排除)第 34 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の事業に対する補助金については、補助金の予算及び管理に関する法律第 15 条・第 18 条・第 21 条・第 26 条及び第 28 条ないし第 33 条を適用しない。ただし、補助事業者が法令の規定に違反して補助金を使用した時または虚偽の申請やその他不正な方法で補助金の交付を受けた時には、補助金の予算及び管理に関する法律第 30 条ないし第 33 条の適用を排除するものではない。

第 45 条(剰余金の処理)会計の決算上の剰余金は、次年度の歳入に移入する。

第 46 条(権限の委託)関係中央行政機関の長は、第 33 条第 3 項の規定による権限の一部を、大統領令が定めるところにより政府投資機関管理基本法による政府投資機関として大統領令が定める機関に委託することができる。

第 47 条(会計事務の委託)①中央行政機関の長は、第 34 条第 2 項第 9 号、第 35 条第 2 項第 1 号ないし第 6 号及び第 12 号の規定による事務の一部を大統領令が定めるところにより、銀行法による金融機関または大統領令が定める法人に委託することができる。

②中央行政機関の長は、第 1 項の規定により事務を委託した場合には、企画予算処長官

と協議して決めたところにより、取扱手数料その他必要な経費を支給することができる。

③中央行政機関の長は、第1項の規定により事務を委託した場合には、委託を受けた法人の役・職員の中から当該事務を遂行する会計関係職員を任命することができる。

④会計関係職員などの責任に関する法律は、第3項の規定により任命された会計関係職員に対しこれを準用する。

第48条(地域開発事業などの所要財源変更に伴う地方自治体の財源拡充) 国家は、会計の歳出予算により支援する第34条第2項及び第35条第2項の規定による事業を地方自治体が所要経費の全額を負担する事業に変更する場合には、会計から支援する経費に相当する酒税法による酒税を地方自治体の財源拡充に活用しなければならない。

参考文献

- 1 「韓国経済通史」(李憲昶著、須川・六反田監訳) 2004年 法政大学出版局
- 2 「韓国経済発展論」(井上歳久著) 2004年 東京図書出版会
- 3 「韓国経済発展論」(渡辺利男・金昌男著) 1996年 勁草書房
- 4 「韓国の工業化と開発体制」(谷浦孝雄著) 1989年 アジア経済研究所
- 5 「国家均衡発展のビジョンと戦略」 2004年 国家均衡発展委員会
- 6 「東北アジア時代の韓半島空間構想と均衡発展戦略」 2005年 国家均衡発展委員会
- 7 「第1次国家均衡発展5ヵ年計画」 2004年 国家均衡発展委員会・産業資源部
- 8 「地方自治団体地域発展優秀事例集」 2005年 国家均衡発展委員会
- 9 「国家均衡発展政策の主要内容」(講義資料) 2006年 国家均衡発展企画団 宋貴根
- 10 国家均衡発展委員会ホームページ <http://www.pcbnd.go.kr/>
- 11 統計庁ホームページ <http://www.nso.go.kr/>
- 12 光州広域市ホームページ <http://www.gwangju.go.kr/>
- 13 済州道ホームページ <http://special.jeju.go.kr/>
- 14 江原道旌善郡ホームページ <http://jeongseon.go.kr/>
- 15 全羅南道莞島郡ホームページ <http://www.wando.go.kr/>

執筆者

徳永達也所長補佐 (2004年4月～2006年3月 ソウル事務所勤務)

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第289号	韓国の国家均衡発展政策	2006/8/31
第288号	米国における医療制度の現状と公立病院の果たす役割について	2006/8/31
第287号	米国地方債の概要とその活用事例	2006/8/31
第286号	オーストラリアの電子政府	2006/8/11
第285号	GLAの現状と展望	2006/8/11
第284号	パリッシュの動向	2006/8/11
第283号	英国の情報開示と保護－情報自由法とデータ保護法を中心として－	2006/6/15
第282号	英国政府報告書②	2006/6/15
第281号	英国政府報告書①	2006/6/15
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/17
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解－経常会計と資本会計の改革の実態－	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外での行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会／近隣協議会)	2003/6/26

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。